

令和 8 年第 2 回天城町議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火曜日）午前10時開議

開会（開議）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸報告
 - （1） 諸般の報告
 - （2） 行政報告
 - （3） 報告第 1 号の報告
 - （4） 報告第 2 号の報告
 - （5） 報告第 3 号の報告
 - （6） 報告第 4 号の報告
 - （7） 報告第 5 号の報告
 - 日程第 4 一般質問
 - 松山小百合 議員
 - 島 和也 議員
 - 久田 高志 議員
 - 昇 健児 議員
- 散会

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	松 山 小百合	2 番	平 岡 寛 次
3 番	島 和 也	4 番	喜 入 伊佐男
5 番	吉 村 元 光	6 番	奥 好 生
7 番	昇 健 児	9 番	久 田 高 志
10 番	柏 木 辰 二	11 番	前 田 芳 作
12 番	柏 井 洋 一	13 番	平 山 栄 助
14 番	上 岡 義 茂		

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 宇 都 克 俊 議会事務局書記 藤 井 美 樹

1. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	森 田 弘 光	教 育 長	院 田 裕 一
副 町 長	袴 清次郎	教委総務課長	山 田 悦 和
総 務 課 長	福 健吉郎	社会教育課長	中 秀 樹
総務課長補佐	福 田 光 宏	農 政 課 長	上 岡 久 人
企画財政課長	森 田 博 二	農地整備課長	中 原 智 浩
くらしと税務課長	高 芳 征	建 設 課 長	永 野 延 浩
長寿子育て課長	廣 田 泰 望	農業委員会事務局長	廻 美 沙
けんこう増進課長	中 村 慶 太	水 道 課 長	西 松 清 仁
商工水産観光課長	梅 岡 拓 司	会 計 課 長	和 田 智 磯
		選挙管理委員会書記長	里 山 浩 一

△ 開会（開議）午前１０時００分

○議長（上岡 義茂議員）

おはようございます。

ただいまから、令和８年第２回天城町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（上岡 義茂議員）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、前田芳作議員、平山栄助議員を指名します。

△ 日程第２ 会期の決定

○議長（上岡 義茂議員）

日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日６月９日から１１日までの３日間にすると思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から６月１１日までの３日に決定しました。

△ 日程第３ 諸報告

○議長（上岡 義茂議員）

日程第３、諸報告を行います。

初めに、議長より令和８年第１回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告は、お手元に配付してあります。お目通し願ひ、報告といたします。

本日、町長より議案が４０件提出されました。よって、議案は、その件名一覧表とともにお手元に配付してあります。

条例の制定・一部改正、予算などがありますが、慎重にご審議の上、適切なご判断をお願いいたします。

次に、天城町監査委員より、令和８年５月分までの例月出納検査の結果、適正に処理されているとの報告がなされています。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、町長から行政報告及び報告第１号、天城町新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について、報告第２号、令和７年度天城町の債権の管理に関する条例に基づく不納欠損処分の報告について、報告第３号、令和７年度天城町一般会計継続費繰越計算書の報告について、報告第４号、令和７年度天城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第５号、令和７年度天城町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての申出がありましたので、これを許可します。

○森田 弘光町長

議会の皆様、そして町民の皆様、おはようございます。

まず、行政報告の前に、私ごとではありますが、一言、ご報告させていただきます。

このたび、病気療養により、長期にわたりお休みを取らせていただきました。この間、皆様方にご心配をおかけいたしました。申し訳なく思っております。６月１日より公務に復帰することができました。職務に邁進したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、３月３日、令和８年第１回天城町議会定例会以降の主な行政報告をいたします。

３月１１日、西阿木名小中学校卒業式。

３月１８日、西阿木名小中学校三京分校閉校式。

３月２３日、徳之島愛ランド広域連合議会定例会、徳之島地区介護保険組合議会定例会、徳之島地区消防組合議会定例会がございました。

３月２５日、第３９回トライアスロンＩＮ徳之島大会特別協賛事務所訪問いたしました。

翌日３月２６日、鹿児島県市町村関係団体の総会等がございまして、出席いたしました。

３月３０日、新天城町立学校給食センター建築工事安全祈願祭を行いました。

３月３１日には、天城町商工会女性部によります、天城町への新１年生への文具の寄贈式がございました。

4月1日、令和8年度職員異動辞令交付を行いました。あわせて、年度始め式を行っております。

4月6日、天城町への転入教職員の宣誓式がございまして、ご挨拶を申し上げます。

4月20日から5月31日までは、天城町職務代理者として副町長にお願いしました。この間の諸行事につきましては、お目通しを願いたいと思います。

以上、行政報告でした。

続きまして、報告第1号、天城町新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定について、そのご説明をいたします。

内容につきましては、国におきまして、これまでの感染症危機対応で把握された課題、また、関連する法改正等も踏まえ、より万全な感染症対応を行うことを目指し、令和6年7月に、新型インフルエンザ等対策の政府行動計画を全面改定いたしました。

また、この政府行動計画の見直しを踏まえ、鹿児島県におきましても、令和7年3月に県行動計画を全面改定いたしました。国・県の全面改定に伴い、本町の行動計画も全面改定を行ったものでございます。

以上、天城町新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定について、ご報告でございました。

報告第2号、令和7年度天城町の債権の管理に関する条例に基づく不納欠損処分の報告について、その説明をいたします。

内容につきましては、天城町の債権の管理に関する条例第5条に基づき、令和7年度に不納欠損処分を行いましたので、同条例第6条の規定に基づき、報告するものでございます。

地方税法第15条の7第4項及び第5項並びに第18条第1項に基づき、町税を341万4千999円、国民健康保険税を312万8千400円。また、天城町の債権に関する条例第5条第1項第5号及び第6項に基づき、A Y T使用料を7万3千円、農地分担金を26万9千500円、水道使用料を11万1千487円。合計で699万7千386円の不納欠損処分をいたしました。

以上、不納欠損処分についてのご報告でございました。

報告第3号、令和7年度天城町一般会計継続費繰越計算書の報告について、その説明を申し上げます。

令和7年度から令和9年度までの3ヶ年を期間として、令和7年度に定めた新給食センター整備事業費に係る継続費のうち、令和7年度の年割額について、令和8年度へ繰り越す額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項

の規定により報告いたします。

新給食センター整備事業費に係る令和7年度年割額3億3千518万6千円のうち、1千387万6千円を当該年度に支出できなかった経費として、翌年度に逓次繰越しして使用するものでございます。

以上、一般会計の継続費繰越計算書についてご報告をいたしました。

報告第4号、令和7年度天城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、そのご説明を申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許に係る歳出予算を翌年度に繰り越す経費について、そのご報告でございます。

1件目は、企画費1億4千175万3千円のうち、42万9千円を繰り越し、2件目は、戸籍住民基本台帳費3千343万4千円のうち、26万4千円を繰り越し、3件目は、戸籍システム費1千143万9千円のうち、184万8千円を繰り越し、4件目は、物価高騰対応子育て応援手当支給事業費1千875万円のうち、42万円を繰り越し、5件目は、公共浄化槽等整備推進事業費2千33万3千円のうち、701万1千円を繰り越し、6件目は、農業創出緊急支援事業費4千979万4千円のうち、4千665万3千円を繰り越し、7件目は、農業基盤整備促進事業費6千643万5千円のうち、1千566万円を繰り越し、8件目は、基幹水利施設管理事業費5千710万円のうち、1千680万円の繰越しでございます。

9件目は、POWERあまぎ ぐらし応援商品券発行事業費1億2千640万4千円のうち、4千53万5千円を繰り越し、10件目は、POWERあまぎ 生活者・事業者応援プレミアム商品券発行事業費4千736万4千円の全額を繰り越し、11件目は、舗装修繕事業費1億1千306万3千円のうち、3千843万円を繰り越し、12件目は、前野岡前横断線改築事業費1千818万2千円のうち、550万円の繰越しでございます。

13件目は、平和東線改築事業費5千165万2千円のうち、3千234万2千円の繰り越し、14件目は、公営住宅建築事業費8千294万1千円のうち、4千818万1千円の繰り越し、15件目は、住宅等ストック総合改善事業費7千939万6千円のうち、7千715万2千円を繰り越し、16件目は、都市公園事業費6千104万円のうち、2千394万2千円の繰越しでございます。

17件目は、防災行政無線再整備事業費7億600万円のうち、4億5千800万円の繰り越し、18件目は、防災関連施設整備事業費1億1千132万円の全額の繰越しでございます。

18件の繰越額の合計は9億7千185万1千円で、その財源内訳は、国庫支出

金１億２千４０７万４千円、県支出金１億３千１４６万４千円、町債４億９千８３０万円、一般会計５千８７１万７千円、その他１億５千９２９万６千円となっております。

以上、一般会計繰越事業に係ります繰越明許費繰越計算書についてのご報告でございます。

報告第５号、令和７年度天城町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、そのご説明を申し上げます。

地方公営企業法第２６条第３項の規定により、建設改良費を翌年度に繰り越しましたので、そのご報告でございます。

建設工事に係る経費３億２千４９０万円のうち、８千３１９万円の繰越しで、その財源内訳につきましては、国庫補助金４千１５４万５千円、水道事業費４千１５０万円、損益勘定留保資金１４万５千円でございます。

以上、水道事業会計に係る繰越計算書のご報告でございました。

以上、報告について終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第４ 一般質問

○議長（上岡 義茂議員）

日程第４、一般質問を行います。

議席番号１番、松山小百合議員の一般質問を許します。

○１番（松山 小百合議員）

天城町の皆様、おはようございます。議席番号１番、松山小百合、議長より一般質問の許可をいただきましたので、今回も張り切っていきます。

１項目め、教育行政について。

１点目、町内小中学校の施設整備及び修繕について。

２点目、教育委員会設置の義務と役割はどのような認識なのか。

３点目、今年度退職した教職員がいるが、退職した理由及び背景について、どのように受け止めているか。

３点目につきましては、退職した教職員の承諾を得ております。発端となった問題に関わる子供たちの利益を損なうことがないように配慮することをここにお誓い申し上げます。質問いたしますので、正当な理由がなく私の質問権を侵害するようなことがないように申し添えて、１回目の質問終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。院田教育長。

○院田 裕一教育長

それでは議員の皆様、そして町民の皆様、すいとうめいーていうがめーら、教育委員会の院田でございます。

それでは、松山議員の質問にお答えさせていただきます。

教育行政について、その１点目、町内小中学校の施設整備及び修繕について。

お答えいたします。

町内小中義務教育学校の施設整備及び修繕につきましては、安全性や緊急性など優先度を考慮しながら計画的に進めているところでございます。今後も、よりよい教育環境の確保に努めてまいります。

２点目、教育委員会設置の意義と役割はどのような認識なのか。

お答えいたします。

教育委員会は、地方公共団体に置かれる合議制の執行機関であり、教育、学術及び文化の振興に関する事務を管理・執行する役割を担っています。

教育委員会を設置する意義は、教育行政における政治的中立性、継続性及び安定性を確保するとともに、地域の実情や住民の意向を教育行政に反映させることにあります。

また、教育委員会の役割としては、学校教育、生涯学習、文化及びスポーツの振興を総合的かつ計画的に推進し、教育環境の充実や人材育成に取り組むことにあります。

３点目、今年度退職した教職員がいるが、退職した理由及び背景について、どのように受け止めているか。

お答えいたします。

令和７年度末に退職した教職員の人数や退職した理由等につきましては、個人情報に関わりますので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○１番（松山 小百合議員）

まず、１点目の町内小中学校の施設整備及び修繕について、質問を進めていきます。

山田課長、お伺いいたします。町内小中学校から具体的にどのような要望が上がっていますでしょうか。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

町内小中学校の施設整備の要望でございますが、校舎や体育館の雨漏り、木の伐採、エアコンの補修・修繕、パソコンの環境設定などが主なものとなります。

○1 番（松山 小百合議員）

課長、お伺いいたします。要望の処理のプロセスについて、具体的にお聞かせください。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

例年、当初予算編成時前に、施設整備に関する学校からの要望を取りまとめております。内容によっては、担当職員による現地確認を行い、安全性への影響、施設の老朽化の状況、法令への適合状況などを総合的に勘案しながら、必要性や緊急性を判断しているところでございます。その上で、他の要望案件との比較検討を行いながら優先順位を整理し、予算編成の過程を経て整備を行っております。

○1 番（松山 小百合議員）

要望の処理について、今確認いたしました。まず、答弁にあったように、現地での現況確認、行いますよね。これは確実に行われているのかどうか。いかがでしょうか。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

基本的には、担当職員等で現地確認を行うことが基本となっておりますが、内容によっては、学校からの報告、そこで確認もございます。

○1 番（松山 小百合議員）

軽微な補修は、基本的に学校の予算で修繕を行います。それ以外の学校の予算で賄えない場合の、軽微なものとして教育委員会のほうに上がってくると思います。施設整備に関しては、予算が潤沢にあるわけではありません。存じております。

しかしながら、学校施設整備基金の積立ても行っている中で、その取崩しとかにも順番があります。今現在、建設が進めることが決まった給食センターだったり、その次はというように、学校施設建て替えとかに関しては、学校の躯体とか、評価の仕方があるかと理解しています。

お伺いいたします。それ以外の、今冒頭答弁いただいた、軽微なものとかの優先順位のつけ方について、具体的に聞かせていただけますでしょうか。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

明確な基準としては設けられておりませんが、児童生徒の安全性に係るもの、緊急性に係るものなどを総合的に勘案し、優先的に整備を行っている状況でございます。

す。

軽微な修繕については、今、議員からもあったように、学校のほうで予算化をしておりますので、学校で対応できるものについては、その都度、学校で迅速に対応していただきながら、そこで予算的に賄えないもの、あと技術的に学校のほうでなかなかその要望に応えられないもの等については、教育委員会も間に入って、一緒になって進めているという状況でございます。

○1 番（松山 小百合議員）

掘り下げてお聞かせいただきたいんですけども、この軽微な補修についてなんですけど、優先順位のつけ方に差異があると思うんですけど、例えば、担当の職員だけが分かっているのか。それとも、課の方たちで共有しているのかどうか、その辺、いかがですか。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

軽微な修繕、学校ですぐに対応できるもの、また軽微であっても教育委員会を通すものなどもございますが、基本的には担当職員が、軽微な状況であれば、その場で業者さんと連絡を取ったり、あとは内容によっては起案による、写真をつけて、起案で修繕してよろしいかというようなことを行っている状況でございます。

○1 番（松山 小百合議員）

今、きれいに答弁いただいたんですけど、実際、学校の現場の先生方から上がってくる声としては、まず困った、学校の施設整備に係る予算で賄えないから、教育委員会にお電話して来ていただきたいと。結局、まず来てくれないという現状があるということでした。

あとは、例えば、こないだも3月の予算の委員会のときも言いましたけれども、例えば学校の先生方がお借りしている教職員の建物ありますよね。そのの塀がすごい風で倒れているとか、言ってもなかなか来てもらえなかった現実もあるわけです。その辺がちょっと困り感が出ている。そういうことで、この質問をしております。

町内にある小中学校は8校のみ、子供たちの学びの場でもある学校現場等の環境整備は、スピーディーに行っていただきたいところです。

では続いて、学校の防災行政無線の誤作動が2年前にありました。これ夜中の出来事で、後日、集落からクレームが学校に殺到。教育委員会に報告しても来ない。2年間、手つかずでした。

そんな中、去った5月20日11時46分頃、最大震度5強の地震が発生しました。海拔の低い北中学校、まずグラウンドに避難しました。そして、緊急避難場所への避難を行いました。大きな揺れであったため、生徒の中にはパニック状態にな

った子供もいたそうです。

北中学校の防災行政無線は、誤作動を起こすから電源を落としている状態でした。校区内の集落放送がかすかに聞こえてくる状態での避難であったと。

今回の地震なんですが、津波の発生が幸いにもなかった。でも、何かあってからじゃないと行政は動かないのかなと。この2年間、消防点検のとき、学校に来る消防の点検です。もう教頭先生は、学校職員は苦言を呈されているわけです。教育委員会に上げて、対応はなされていなかったです。

これやっと最近修繕がなされたということなんですけども、この件が動いた経緯について伺います。副町長、北中学校へ現場視察に至った経緯についてお聞かせいただけますか。

○禱 清次郎副町長

町内教職員の方の送別会であったかと思います。終わった後に北中の先生のほうから、そういったことを耳にしまして、翌日の早朝、教育委員会総務課のほうと課長補佐と職員と現場のほうを確認をいたしました。そのシステム以外にも、その他の老朽箇所、または要望箇所についても点検、私自身、確認をしたことがございます。

○1番（松山 小百合議員）

副町長、その際、現場視察を行って、教育委員会に対して、どのような指示をなされたのでしょうか。

○禱 清次郎副町長

先ほど担当課長もお答えいたしました、まずは児童生徒や教職員の安全性を配慮すること、そして緊急度を勘案しながら、できるものは早急に対応をしてほしいと。また緊急性がなくても、また予算等がかかるものについては検討したいということで、何ヶ所か確認をしながら指示をしたところでございます。

○1番（松山 小百合議員）

副町長にたまたま耳に入ってから動いていただいた。2年間、結局動かなかったわけです。学校は学力向上より何より、まず子供たちの命を預かっているところなんです。先生方はまずそこが一番、一義的にあるんです。

この防災無線の修繕、学校の持つ修繕費で賄えない予算であるわけですから、教育委員会は知っていても、2年間、動かなかったという実態があります。理由として、学校の先生なんかに聞くのは、議会で予算が通らない、やんわりとそのような回答をいただいた。それで2年間、何もされてなかった。

私は、天城町の議会議員として3年間経過したんですけど、この議場でそんな状態があったと記憶してないんです。

教育長、お伺いいたします。そのような補正予算が組まれたことは承知していませんが、この議会でそのような子供たちの安全に係る予算の上程があった場合に、反対される先輩議員がこの議場におられたのでしょうか。いかがでしょうか。

○院田 裕一教育長

そういう事実はありません。

○1番（松山 小百合議員）

そうなんです。私、一応議員なんです。そんなことなかったですよ。でも、教育現場では、そういう声が上がっているというんです。このような事実がないのに、現場の先生方にはまことしやかに、そういうことが共有されている。なぜでしょうか。今後、そのような事実と反することを現場に下ろすのはやめていただきたいです。

課長、お伺いいたします。今後、このようなことがないように、まず事実確認を、今回のこの件についても、事実確認を行っていただきますよう要請いたします。いかがでしょうか。

○山田 悦和教委総務課長

そこはしっかりと努めていきたいと考えております。

○1番（松山 小百合議員）

町長、お伺いいたします。潤沢な予算はないことは承知しております。しかし、子供たちの安心安全、命に関わるものは最優先に、かつスピーディーに対応していくべきだと思うんですけども、ご所見をお聞かせください。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

私は常々、国家百年の計は教育にありと、国家百年のまちづくりの計は教育にあると思っています。やはりそういう中で、潤沢な予算、そういったものも厳しい状況でありますけども、やっぱり教育に対して、次の世代を、天城町を担っていく子供たちのために、予算というのはしっかり議会と協議しながら使っていきたい。私は常々、そういった考え方でおります。

○1番（松山 小百合議員）

ちなみになんですけど、他町の委員会、教育委員会の対応について、先日伺ってまいりました。

まず、学校から修繕などの要請がメールとか電話で上がってきたら、現場に確認に行きます。業者の手配を行い、見積り等の手配を教育委員会立会いの下で行う。何でかってですか。先生と業者だけでやっても、予算、お金出すのは教育委員会、行政のほうだから、現場に職員が、役場の職員来ないと何も話、進まないんです。

それを改めてここで共有して、教育委員会の職員にも、きちんと共有していただきたいです。

委員会で持っている予算で賄えない場合は補正を組んで、その都度対応しています。さっきおっしゃった対応、答弁と同じことをいただいたんです。あそこはでもちゃんとやっているんでしょうね。なぜ当たり前とも思えるこのプロセスの最適化が、本町の教職員では見受けられないのか。教育長、何ででしょうか。

○院田 裕一教育長

先ほど情報を共有しているかというご質問があったと思いますけども、私も常々、小さいことでも報告してほしいということが一つ。

もう一つ、毎週月曜日、両課長を含め、それから補佐も含め、毎週月曜日には2週間程度の行事の確認をします。その中で共有したい情報があれば、ぜひ出しましょうというようなことで、今おっしゃったような環境整備とか、そういうところも出してもらっています。

ただ、やはり結果的に、今2年間放置してしまったというところは、私の認識が甘かったというか、どこかそういうところがあったのじゃないかなと思っておりますので、今後はそういうことがないように、しっかりまた職員の声、そして学校の声をしっかり聞いて、そしてまた町長部局とも、予算のそういうところはやっていければなと思っております。

以上でございます。

○1番（松山 小百合議員）

課長、ちなみに施設整備とかの順番なんですけど、教育委員会の職員の間で、職員間でどのように共有されていますか。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

先ほどの答弁ともかぶってくるかもしれませんが、学校点検や当初予算編成時までに要望等を勘案し、優先度の高いものをまず積算し、予算要望を行い、順に整備しているところでございます。

ただ、突発的な修繕等がかなり多くございます。その突発的な修繕に対応するために予算計上、積算されているものとの調整も、もちろん行わなければならない場面がよく出てきますので、そこについては担当者、また私、課長も含め、その調整はお互いに共有しながら行っているところでございます。

○1番（松山 小百合議員）

細かいところなんです。きれいな答弁じゃなくて、実務的なことをこの場で確認して、学校現場にフィードバックしていただきたいんです。

例えば、基準を、細かいの、いっぱいありますって言ったんですけど、施設整備の基準、軽微なもの、明確に定めて、その順位、優先度みたいなのに基づいて、要望一覧みたいなのを共有するすべがあったらなと。

教育委員会とか学校、各学校で共有できたら、自分なんかが上げた、こういう修繕とか何とか、今この場所にあるんだ。でも、ここが、例えば教育委員会が、ここが優先だなというところで順番変わったよとか、そういうのが共有できる、何かしらあれば、例えば要望一覧に進捗状況を付すとか、担当職員が、例えば課長補佐でしょうか、いなくても、課長とか課内の職員で共有できるわけです。そしたら、担当職員以外が知り得ない、そういう状況はなくなるのかなと。

担当の人しか知らないというのも、私、おかしいと思うんです。なぜなら、やるべき職務がほったらかされても、気づかないということになりかねないからです。要するにチェック機能をきちんと働くように、何かしら講じるべきではないかと思っただけの質問です。

課長、お伺いいたします。業務のチェック機能強化の必要性について、ご所見をお聞かせください。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

チェック機能強化の必要性の所見ということでございます。

施設整備時における効果や課題の検証、また、以後の施設整備計画や維持管理に反映させるためにも、重要であると認識をしているところです。

現在、業務が多岐にわたり把握できていない部分も多くございますが、修繕等が発生した時点での確認作業、また業者への連絡等が行われないうまま、教育委員会に連絡が来ることもあるのも事実でございます。

現地確認や業者手配に時間を要しているところも、課題かなと感じているところでございますが、修繕発生時の一時対応マニュアルなどが作れたらいいのかなというふうに今考えてはおります。

今後も事務処理の検証結果を業務改善につなげられるよう、努めてまいりたいと思います。

○1番（松山 小百合議員）

教育委員会にこの件、こういう件、限ったことではないと思います。町民の皆さんが相談に来られましたと。担当が窓口に不在のため、分かりませんということがあります。これもちろん丁寧にその後、対応はされていると思うんですけども、町民目線でいくと、とても不親切に感じる。もちろん各課の職員の業務範囲とか責任権限を細かく定義した職務分掌、各課の予算審議のときに、予算書に初めに付さ

れてますよね。分かるんです。じゃなくて、ですけど、それぞれの担当職員の職務の進捗確認、どんなにしているんだろう、どのようにしているんだろうと思うわけです。

そこで少し掘り下げさせていただきます。それぞれの課の業務の進捗率、達成率、管理職だけではなく、課内で可視化できる、可視化できて共有できるツールがあれば、課内の業務、全業務を体系的に理解して、課内の仕事の効率が上がると思うんです。もちろん各課の全ての業務についてというわけではないんですけど、必要性のあるものについては、そういうのを準備してはどうかと。

総務課長、お伺いいたします。各課のそれぞれの担当業務の進捗、達成度とか、どのように把握されていますでしょうか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

今現状としましては、各課の事業進捗だったり達成度、そのようなものを明確に把握するような仕組みは出来上がっておりません。ただ、人事評価システムというのがございまして、それをしっかりとつくり上げていくということも、今ちょっと考えているところでございます。

半年ごとに職員が上半期はこのようなことをやるというのを書いて、それを所属長と協議してつくり上げていくわけです。そして上半期、下半期、分かれておりますので、10月頃には上半期の達成状況、こういったものを判断することとなります。また、下半期の計画も盛り込んでいくと。そのような人事評価システムというのがございますが、まだ完璧に機能しておりません。

今現状は、毎週、課長会がございます。そのときに年度初めとか四半期、また月初めとか、適時、各課の予算の執行状況等について確認するよう、町長のほうからも確認の指示がなされているところでございます。

また、工事に関してですけれども、指名業者推薦委員会というのがございます。その中で審査が終わった後に、各課に対して委員長のほうから、工事について発注はいつ頃ですかとか、そういった早期着手に向けた確認作業というのは行われているというところでございます。

○1番（松山 小百合議員）

ざっくりした報告とか、そういう大まかなところで課長会だったり、そういう人事評価システムの中では確認しているというんですけど、これはざっくりした感じがよくないのかなと。

だから、もうちょっと担当職員の頭の中とか、タスクメモでの進捗管理とかだったら、今みたいなざっくりした感じだったら、怠けようと思ったら、延び延びにな

るのかなと思うんです。

例えばですが、課、係、担当者ごとに、例えば年間を通じた業務をそれぞれ洗い出すとします。定型事務、既設、年度事務、あとはプロジェクト事務、3つぐらいに分けるとか。この業務に標準処理手順とかガイドとかひもづけるわけです。これだったら担当の職員が不在でも、窓口で誰でも対応が可能になるのかなと思うんです。

次に、進捗管理表、こういうのも付すわけです。チェックリストも作成して、初めは、今言ったの、つくるの、大変だと思うんです。だけど、1回頑張ってシステムとして共有できるものがあったら、後で1回作成して回し始めると、確実にチェック機能の強化が行えると思います。

例えば業務名、根拠条例とか、そういうの、担当者、着手予定日、期限とか進捗率、リスク、こういう必要な項目を課題とか、そういうのに付すんですけども、事務分掌ごとにやるべきこととか、確認項目とかの一覧作成を今みたいにすると、業務のいわゆる可視化を進めてほしいんです。

そのようなチェックリスト、必要に応じてあるんだったら、ほかの職員が自分の業務を超えて、相互援助ができるのではないのでしょうか。

総務課長、お伺いいたします。業務の進捗を可視化、共有できるようなICTツールの活用、ご検討いただけないのでしょうか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、これは自分、担当業務、自分が持っている担当業務のしっかりと整理、また記録、そういったものもとても重要かと思っております。

一職員が複数の業務を持っているわけですがけれども、それをそういった事業ごとにしっかりと経過を記録されていれば、また先ほど言いました、相互協力っておっしゃいました。周りの職員も、もし休んでいるときに、そういったものを見て、状況が分かるというようなことですので、こちらのほうとしても、ぜひそういった担当業務の記録、可視化できるような仕組みはつくり上げていきたいと思っております。

○1 番（松山 小百合議員）

ほかの課に異動になっても、昨年度の年度事務とか定型事務を拾えたら、着手予定の時期とかがすぐ確認できるわけです。例えば、新年度の転入教職員の宣誓式で例えたら、歓迎会は教頭会がやるんだなど。歓迎会の用意の依頼はいつまでにやろうとか、来賓の案内文の発送とかいつまでにやるとか、具体的なこと言っています。

資料の原本作成、校正はいつまで、印刷はいつまで、何とそういうのが可視化できるんだったら、来賓への案内が前日に着くとか、今年度のようなことがないと思うんです。

例えば、資料の誤字脱字もなくなるのではないのでしょうか。毎年やってるからという慢心は抜けが出たり、大きなミスにつながりかねないと思います。教育委員会の修繕施設整備がたまたま放置したということではなくて、そもそもチェック機能の脆弱さから起こったことだと考えております。

初めに、先ほど言ったように、つくるの、大変かもしれないですけど、業務の効率化も図り、仕事の幅も自然に広がり、行政職員としての資質向上の一助になると思いますので、全課の業務チェック機能の強化を図るよう強く要請いたしまして、次の質問に移ります。

教育委員会設置の意義と役割について、どのような認識なのか、1回目の答弁をいただきました。町長も先ほど、町長のご挨拶などでも耳にする、国家百年の計は教育にあり、教育行政の根幹的な組織が教育委員会であります。この質問の趣旨は、教育行政の根幹組織である、教育委員会の意義と役割を、この質問を通して再度確認し、広く共有するためのものです。

教育委員会は、首長の指揮命令を受けず、独立して職務を行います。政治的な中立はもとより、学校現場で上がってくる学校対応が難しい事例などに対しても、公平公正に中立な立場で指導・助言が行われてしかるべきではと考えます。

教育長、お伺いいたします。公平公正に中立な立場で指導・助言を行うべきである。その点に関して、教育委員会として、どのような見解をお持ちでしょうか。

○院田 裕一教育長

全くそのとおりでございます。私もそのように日々努力をしております。

以上でございます。

○1番（松山 小百合議員）

確認いたしました。

では続いて、3点目、今年度退職した教職員がいるが、退職した理由及び背景について、どのように受け止めているか、質問を進めていきます。

その前に、鹿児島県の教職員の離職率なんですけども、南日本新聞にも2月に掲載されてございました。2024年度に自己都合で退職した鹿児島県の教職員は275名に上り、13年度以降最多であったと。うち20代、30代が計98名、全体の3分の1を超えたというものです。それは鹿児島県に限ったことではないことは、さきの9月定例会でもお示ししたところであります。

お伺いいたします。教育長、退職した教諭、昨年度管理職試験に受験し、合格し

たことは御存じでしょうか。

○院田 裕一教育長

承知しております。

○1番（松山 小百合議員）

退職した教諭に、教員をもう辞めようと思った場面についてお伺いした回答です。今回の件で、教育委員会が双方の意見を公平に聞かず、仲のよい教育委員の意見に加担し、学校批判をし、加害者とした生徒のことを加害者と言っていないなど、学校と加害者とされた家族の目の前で発言したことが、原因の一つだと申し立てました。

この先生、私は結果的に結婚で辞めましたと。教育委員、教育長、教育委員会からいろいろ言われて、鹿児島県で教員していく意欲がなくなったのは事実ですと。中学校教員を志したのは、ご自身が中学校の頃、お世話になった音楽教員がすてきな方で、その方に憧れを持ったからだそうです。

県外の大学に進学したんですけど、生まれ育った鹿児島県のために恩返しがしたいと、そう思って、鹿児島県の教員採用試験のみ受験されたと。受験当時、昨今の教員離れがなく、人気で倍率も高かった。だけど、3回目の受験で合格したときは本当にうれしかった。それから担任業務、部活業務をやり抜いてきたということでした。

教育長や教育委員の理不尽とも言える要求の中でも、耐え忍んで、教育者としての矜持を持ち、踏ん張ってこられたのをへし折ったのは、教育長と教育委員です。天城町、嫌いですと。鹿児島に帰りたい。そう思いながらも、子供たちのために、そう思って投げ出したいのをこらえて、投げ出すことなく3月まで頑張った。確かにいいご縁がありました。先生、これでいいのと、私の問いかけに黙っておられました。

最後に言ったのは、何かあれば、証言する必要があるれば天城町に来ますと、島に来ますと。管理職試験まで受かって教員を辞した、教職を辞した。先生や先生のご家族、ご両親の気持ちを思うと残念でなりません。

なぜ、このようなことに至ったのか。原因となつたいじめ重大事態とされる事案の実態について説明する必要がありますが、いじめたとされる生徒、いじめられたとされる生徒、双方の利害、利益が害されないように質問させていただきます。

昨年の2月から3月にかけて仲間外れにしようと、周りの子供に言ったことが発端で、SNSのトラブルがありました。このときは、担任がそれぞれから聞き取りを行い、それぞれ謝罪すべき点を考えさせた上で和解し、それぞれの家庭へ報告しております。またこの件は、前任の教頭が教育委員会へも報告しているとのことで

す。今申し上げたのが、昨年の3月のトラブルの件です。

教育長、お伺いいたします。このSNSのトラブルについて、前任の教頭から教育委員会に対して報告があったのは御存じでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○院田 裕一教育長

先ほど松山議員からいろいろとご指摘がありましたことに対して、私としては、そういうふうにとこの肩を持つとか、そういう認識というか、そういうつもりはございません。

ただ相手が、相手というか、そんなふうにもし思ったとしたら、やはりそういうのもあったんだろうと、今本当に、すごく優秀な職員で、今後、鹿児島県をしょって立つ職員だろうなということで、私も期待をしてましたので、急遽、こういうふうに辞められたことに対して、本当に大変残念だというのが、今の率直な気持ちでございます。

今、私は日頃やっているのは、やはり子供たちの顔と名前もそうですけども、教職員一人一人の顔と名前もしっかり把握して、そしてどういうふうな思いがあるのか。

また、例えば体調が不良だったり、いろいろ休みがちな先生がもしいたとしたら、そういう情報を校長から事細かく聞いて、今〇〇先生、今どうか、そういうふうに声かけをしながらやっているつもりだったんですけども、やはりそういうところはまだまだ足りなかったなというところが、今の議員からお話を聞いて、本当反省すべきことはしっかりまた反省をして、今回のようなことがないように、しっかりまた肝に銘じてやっていければなと思います。

以上でございます。

○1番（松山 小百合議員）

先ほどの質問の続きです。3月のSNSトラブルについて、前任の教頭から教育委員会に報告があったということは御存じだという答弁をいただきました。その際、（発言する者多し）いただいてないですか。ごめんなさい。御存じですか。

○院田 裕一教育長

SNSで何かトラブルがあったというのは聞いていて、解決済みですというのは聞いております。

○1番（松山 小百合議員）

その際、解決したということでご認識があるということで確認できました。7月16日、第1回調査委員会が開かれています。その際に、いじめたとされる生徒の保護者が教育委員でした。4月になぜいじめの発生があったのかという発言があったと思うんですけども、当該教育委員としてSNS、複数のことが原因で、特にこれというのがない。だけど、いじめられたという主張だったようです。

発端となったとされる、3月のSNSトラブルが原因だと、教育長は学校側におっしゃっていたようなんですけど、まず解決済みである事実、今お認めいただいております。

さらに、当該教育委員が、複数のことが原因で、これというのがないというふうにおっしゃっていたと、辞めた先生からも確認しております。実に抽象的すぎませんか。

その上で生徒指導をする上でも、本人からの聞き取りが必要であります。そのことは家庭で兄弟げんかして、保育の現場で小学校の子供同士のトラブルの対応への初動の大原則というのは言うまでもないことです。

だけど、3月のトラブル、SNSトラブルが解決した翌月4月15日、当該教育委員であるこの保護者より学校に、もう学校へは行かせませんと連絡を受けました。6月に転校しているんですけど、学校職員への聞き取りに応じることはないままで、いじめ再発防止を講じろ、反省しろが続くわけです。

この学校へはもう行かせませんの連絡を受けたときに、当該教育委員宅へ家庭訪問を実施した際、大きな声で怒鳴られたそうです。教育長、この件は御存じですか。

そのときにこの退職した職員、何と言われたのか、御存じでしょうか。分かりました。退職した教諭が何と言われたか、申し上げます。「おまえの通知表はコピペだらけだ。ネットにある言葉をコピペしただけだろう。子供たちのことを見てねえだろう。おまえは見ようとしてねえんだよ。スピード感が足りねえんだよ。公務員はぬるいんだよ。民間企業はスピード感が大切。公務員はぬるいから駄目なんだよ。にこにこ笑ってつつ立つてるだけ」と大きな声で怒鳴られたそうです。

これまで、冒頭申し上げたように、一生懸命職員や教員、やってきたそうです。一生懸命やってきたからこそ、この言葉が本当に心に來たそうです。この件は、このいじめ対策委員会の中でも指導主事に伝えたはずですが、教育長にも報告があったかと思います。

お伺いいたします。我が子かわいさとはいえ、教育委員としてのこの発言について、教育委員会としてどのような見解をお持ちでしょうか。

○院田 裕一教育長

私は教育委員として発言をしたとは思っていません。やはり一保護者、一親として、その方はたまたま教育委員だったということで、世間はそんなふうに見ないかもしれませんがけれども、相手はそういうふうに見ないかもしれませんが、私はそういう一親の、一子供の願いというところがあったというふうに今でも思っております。

以上です。

○1 番（松山 小百合議員）

刑法第230条の3、たしか公人と言われる我々、地方公務員の特別職に当たる教育委員もしかりですけども、プライバシーの侵害については、ある程度バイアスから外されていると。何でかというとなら公人だからです。

ですから、じゃあプライベートだから、こんなことを教員に対して言っていって言ったら、言っていけないんですよ。社会通念上、そう理解しませんか。そういう意味で、そういう趣旨で質問いたしました。

では教育委員会は学校の話は聞いてくれず、担任の、これ先生の声です。担任の力量不足として片づけようとしていることにも、大変心が碎ける思いだったそうです。

ちなみに、学校へ行かせませんの翌月、小中連携会議の際の話ですが、小学校の教諭から担任と学校批判が展開されました。

教育長、お伺いいたします。なぜ小中連携会議で、そのようなことは起こると思いますか。これ大事なことです。事実の積み上げを行っています。大事なことから認識を確認したいです。

○院田 裕一教育長

その小学校、中学校で行ったということはよく聞いております。そして、小学校の一教諭から中学校の先生方に対して、少し荒い言葉があったというようなことも聞いております。

そこは小学校から中学校と連携をしていかないといけないということで、やはり小学校と中学校の職員が信頼関係、そういうところがなかなかまだまだ薄かったんだろうなというふうなことは、話を聞いて感じたのを今覚えております。

○1 番（松山 小百合議員）

この件についても教育委員会は報告を受けたと。その際、小学校への指導などはされたのでしょうか。いかがでしょうか。

○院田 裕一教育長

当時の学校長に、そういう話はしっかりいたしました。

○1番（松山 小百合議員）

そうなんです。言うまでもなく、小中連携会議の中でそういう発言は不適當でありますし、一教諭がほかの学校の学校経営の批判する場ではなかったと、担任批判をする場ではなかったと。そうですね。その対応、指導のほうしていただいたということだったんですけど、小学校からは中学校へ謝罪の一報はありません、今現在も。

当該教育委員会に対して、保護者からの意見です。教育委員の立場として、言動に問題が多い教育委員、委員会が教育委員側に立っているので不信感を持っている。小学校の先生が、ここ大事です、兄弟である児童に対して、あなたの兄弟はいじめをしているんだってねって言った発言もあり、子供たちが大人を怖がっている。そういう声も、学校をはじめ、私にも届きました。もちろん教育委員会にも届いています。

外から見ると、要は、いわゆるずぶずぶ、太い癒着がある。学校の先生も保護者も、皆、そう思わざるを得ない事例です。それで今申し上げました。教育委員会の指導・助言は、この場ではっきりしていただきたかったところです。

さて、子供同士のトラブル、いざこざが発生した際、まず何をするのか。教育長、お伺いいたします。教育者として、子供同士のトラブルへの最初の対応はどうするものなのでしょうか、お伺いいたします。

○院田 裕一教育長

これ私がやってきたことなんですけども、とにかくやっぱり事実を確認をする。それも教員であれば複数でAさんに会う。また反対側のBさんにもお話を聞く。そして、事実確認がしっかりできましたら、そういうふうなプロジェクトチームをつくって、どういうふうな指導をしていくのかというところを話をする。

ただ、やはりいじめる側といじめられる側がありますので、またいじめられる側の気持ちもしっかり聞きながらやっていくというところが、私が今までやってきたプロセスでございます。

○1番（松山 小百合議員）

そうなんです。教育長がおっしゃったとおり、学校側はまずいじめた側、いじめられた側、双方からの聞き取りが原則だと思います。でも、今回のこのいじめ重大事態とされたこの件ですが、いじめた側とされる子から、生徒から聞き取りができない状況、状態、30日程度欠席した事実のみをもって、いじめ重大事態としました。

教育長、お伺いいたします。この件、いじめ重大事態と認定するには瑕疵があると、そういう通常の判断にならなかったのはどうしてでしょうか。

○院田 裕一教育長

いじめ重大事案と認定したのは学校ですよ、学校。つまり学校の教育課程に、こういうときにはいじめ重大事案として認定するとあるわけです。それも学校の、もちろんそれは教育委員会も、もちろん国も出しているわけですが、やはり重大事案というのは自殺、自殺未遂、その前は転校、転校というので重大事案というふうに学校も我々も認識をしたと、こういうことでございます。

○1 番（松山 小百合議員）

いじめ重大事態、これはいじめ対策何ちゃらにも載っているんですけど、30日程度の長期欠席、転校、確かにここだけだったら、いじめ重大事態として要件が満たされているんです。だけど、その中身を精査しなかったでしょうという質問なんです。だから、瑕疵があるんじゃないですかという質問です。いかがですか。

○院田 裕一教育長

そのいじめ重大事案の組織をつくって検討していくというのは、やはり大きく、なぜそうってしまったのか、そこをみんなで話し合って、二度とそういうことがないようにしていきましょうというところが、大きな目的です。

それでそこに、学校がそこで設置をして、教育委員会もオブザーバーとして参加したと、こういうふうなのでございます。

○1 番（松山 小百合議員）

まず、そもそもいじめだったと。そういうふうに今前提で進んでいるんですけど、学校の現場の先生なんかは、双方からの聞き取りができなかったんですよ。だから、そもそもまずいじめかどうか認定するところもおぼろげだったのに、もうすごいスピード、スピード感持ってやれと、いっぱい圧力を受けているわけです。だから、いじめ重大事態、早々にしないといけなかったという現実があるわけです。そこは認識ありますか。

もう一回言います。子供同士のトラブルでした。だけど、まずは先生、両方聞き取らんといけないのに、両方から聞き取り、できなかったですよ。なのに、30日休んだ、転校した、それでもうこの子はいじめられたというふうになっているわけです。

いやいや、先生方は、まず本当にいじめがあったかどうかを確認させてくれずっと止まっているわけです、現場は。その乖離があったでしょう。なのに、何でこうなったんだろうという質問です。

○院田 裕一教育長

繰り返し言いますが、いじめ重大事案として認定するのは第一、学校なんです。教育委員会じゃありません。学校がそういうのはいじめ重大事案というふうに認定をして、二度と起こらないように。

ただ、さっき、あれでしょうけども、その子はもう学校に行きたくないと。そして、ある公共施設で勉強すると、したいと、そういうことで学校に行かなかったわけです。

ですので、そこにもし、私も行きましたけども、そこでいろいろと話ができるチャンスもあったんじゃないのかなと、今思えば思っています。

以上です。

○1 番（松山 小百合議員）

堂々巡りになると思うのであれです。一応確認です。一般的な認識としては、さっきから申し上げているとおり、けんかしたら両方から話、聞かんといかないんです。聞けなかったという事実もあるよね、そこが問題じゃないの、一番の瑕疵があるんじゃないのという質問だったんです。教育長の認識は確認できました。

では、私はそういうふうには一般的な意見として、そう思っていないという認識はお伝えしました。伝わりましたか。

続けます。3月のトラブルの原因は、教育委員の子供にあった。相手方の生徒がいじめられた対象になるなら分かるけど、なぜ教育委員の子供がいじめられた側になるのか、どこをどう捉えればよかったのか分からない。再発防止のために教えてほしい。そういう声も学校からあったと思います。

アンケート、子供たちへのアンケートとかに出てなくても、声が聞こえたら認知するようにしている。どこからどこまでいじめとして上げないといけないのか。スピード感を求められるけど、子供たちとの対話には時間がかかる。正直難しい。すぐ解決できる方法があれば教えてほしい。そういうことも辞めた担任の先生は、教育委員会におっしゃっていたのではないですか。

折れた先生は誰が助けられるのか、そういう声も上がっていたかと。こういう学校の先生方の切実な声として上がっていたはずですが、教育者として、まずいじめた側、いじめられたとするジャッジの大前提となるべき聞き取りができないことに、公平性に欠けると助けを求めておりました。

教育長、お伺いいたします。この現場の先生方のSOS、教育委員会に届いていたと思うんですけども、教育者として子供たちのトラブルの発生時、学校に行きたくないから、聞き取りできないとか、普通かなと。双方からの聞き取りの必要性について、ご認識をお尋ねいたします。

○院田 裕一教育長

私もお父様に、お父様が心を開けなかったら話進まないよと。何度も話ししました、指導主事と一緒に。でも、そのときは収まりが利かなかったもので、でも時が経つにつれて、私は転校したその子が島に帰ってきたときに、またお友達と仲よくして、そして例えば二十歳のつどいとか、これからいろんなときに帰ってきますので、そういうところでやはり少しでもわだかまりを取るっていうのが一番大切じゃないの。それを押してくれるのは、もうおうちの人しかいませんよということで、再三お話をしました。

そして、多分議員も御存じだと思いますけども、冬休みにいじめたってされる4人の友達と本人が学校で会っていると。だから、一步前進かなというふうに私は思いました。

そこで、どういう話がされたかというのは、また詳しくはあれですけども、後々、例えば春休みとか、次の機会をつくって、どうしていじめというふうに、そういうふうにもっと信頼を、元には戻せないかもしれませんが、そのわだかまりを少しでも解決してあげるっていうのが、我々大人の責務かなというふうには思っておりますし、そういうふうに自分ができる限りのことはやったつもりでございます。

以上でございます。

○1番（松山 小百合議員）

教育長も動いてくださったということなので感謝申し上げます。本人からの聞き取りも支えてもらえなかった事実は変わりません。長期欠席、早々に転校した事実を持って、いじめ重大事態とされました。

これはいじめたとされる生徒の保護者が教育委員会の人間であり、教育委員会と結託して、学校に全ての責任を押しつけ、隠蔽、歪曲していようと思われても仕方がないことなのかなと思いませんか。極めて不当であり、本来のいじめ防止対策推進法に基づいた、中立な立場を放棄していると言わざるを得ないと思うんです。いっぱい言った。でも、学校側の両方に公平なジャッジできてたかって言ったら、できてないからこうなっています。それはお認めいただきたい。

子供同士の今回の件、公平性、中立性、どこに存在していたのかなと、ご説明いただきたいんです。これ聞かないです。子供同士のこれトラブルです。コミュニケーションも未熟な子供たちはどっちもどっちです。先生方とかPTA役員は、子供たち双方の利益を守るために奮闘しました。

今回の件に関しては、長期欠席からの早々の転校で、いじめ重大事案と安易に認定するのは、いかがなものだったのでしょうか。

これ共有したいんですけど、去年の12月、南日本新聞の記事に、いじめ防止対

策推進法に基づくいじめ重大事態について、県内の教育委員会にアンケートを行った回答がございました。各教育委員会が抱える課題が浮き彫りになったということで、調査に協力するかしないかは当事者の任意になっており、県教委は協力が得られない場合、事実関係が明らかにするのは困難となり、事案の全体把握に時間を要する、いじめの認定や重大事態の判断にばらつきがあると懸念の意向を示しています。

今回のいじめ重大事態とされて、県教委も、その旨、報告を行っていたかと思うんですけど、どなたが県教育委員会へ報告を行ったのでしょうか。

○院田 裕一教育長

校長から教育委員会を通して、県教委に報告をしております。

○1 番（松山 小百合議員）

これは書面ででしょうか、口頭ででしょうか。

○院田 裕一教育長

書面でございます。

○1 番（松山 小百合議員）

ちなみにですが、重大事態が生じた場合、学校の設置者などは、原則として第三者を加えた組織による調査が求められるとのことです。

お伺いいたします。第三者を加えた組織による調査の実施はされたのでしょうか。いかがでしょうか。

○院田 裕一教育長

今回の場合は、それはしておりません。学校内にきちっと置いておくと、置くところとやってたということでございます。

○1 番（松山 小百合議員）

第三者を加えた調査が必要なのはなぜだと思われますか。今回、学校現場に置いたと言ったんですけど、これとこの第三者、外部も交えた調査委員会は別物だと書面で見たとき思ったんですけど、一緒じゃないと思うんです。第三者を加えた調査委員会の設置、これ調査が必要なのはなぜだと思いますか。

○院田 裕一教育長

それはやっぱり公平性、そしてやっぱり専門性、例えば法律に詳しい方とか、そういう専門性とか公平性と、そういうふうだと思います。

○1 番（松山 小百合議員）

今回第三者を加えた調査はされておられませんよね。いじめ防止対策推進法や保護者トラブルに詳しい大阪大の小野田教授という方がおられます。法が定めるいじめの定義が広過ぎ、世間一般が想定するいじめと大きな乖離がある。もちろん、いじ

めは許されないが、子供同士のいざこざや摩擦にすぎないことが重大事態となるケースが全国で急増し、教育的な解決が許容されない事態になっているとご指摘されているということでした。

お伺いいたします。今後いじめ重大事態と認定する事案発生の際は、第三者を加えた調査委員会の実施をしていただきたい。教育長、いかがでしょうか。

○院田 裕一教育長

私もその件は、教育長に就任してからも、本当に大切だと感じております。でも、離島ですので、なかなか定期的には集まれないので、例えば、委員を委嘱して、オンラインで普段はやっておいて、そして何か事案が起きたときに来ていただくとか、そういうふうな何か工夫が必要だろうなど。

これ徳之島町や伊仙町、同じ離島が同じような課題があると思いますので、またほかの委員会にも、そういうふうなところが、どういうふうな工夫をしているのか、しっかりまた勉強して、今議員がおっしゃったような、そういうのがすぐに設置できるような、そういうふうに検討をしていきたいと思っております。

○1番（松山 小百合議員）

今回の件で退職した先生、教育者としての矜持を持って限界まで頑張った。日数をかけて、生徒それぞれからの丁寧な聞き取りと指導がなされており、双方納得の上で解決しました。

しかし、今回の件での教育長や教育委員の言動に大変失望し、教育現場から去るために婚活を始めました。管理職試験も合格したのにもかかわらずです。このことはご本人から確認を取っております。先生としては、年度末のA Y T放送での転退職者の挨拶、そこでこれまでの不公平さを、いびつさをお話ししたい、そういうふうにお考えだったようです。校長先生がそれを止めました。

また、我が町の公平性に欠ける教育行政の在り方への問題提起を新聞投稿しようとしていたのも、校長先生が止めました。なのに、先生は、この町で教員を辞める決断をせざるを得ない状況になったのです。重く受け止めていただきたいと思います。

北部地区推進協議会開催の花植え作業が5月17日に行われました。翌日に控えた運動会の緑門づくりの準備をしていた管理職に対して電話がありました。学校の目の前の花植えなのに何で来ないのか、ふざけんな、こっちは7時からやってんだぞという電話があったそうです。急いで現場に到着すると、とても高圧的で声量も大きく、近距離で詰め寄ってきたそうです。ここでP T A役員が止めに入ってくれましたが、激しい口調での暴言が続きました。

この件は作業に参加した保護者からも、私のほうに複数連絡が来ました。お辞めになった先生がこうおっしゃっています。自分のせいで管理職までが攻撃されてい

る、許せないと悔しさを当時、にじませておられました。

お伺いいたします。学校の運動会の緑門づくりの準備をしていた管理職に対し、ここまで言える教育委員、これは指導・助言に当たるのでしょうか。教育委員会としての見解をお伺いいたします。

○院田 裕一教育長

先ほどもいろんな顔が、顔というか、多分委員は北部推進協議会のリーダーとして、そういう発言をしたと思いますけども、やはりそこはちょっと、後で私も聞いたときに、彼にもちょっとそこは言い過ぎだったんじゃないのという話はしっかりした記憶がございます。

もう一度、質問は何でしたか。すみません。もう一度、ごめんなさい。

○1 番（松山 小百合議員）

これは指導・助言に当たるのか。教育委員会としての見解をお伺いいたします。

○院田 裕一教育長

先ほどから、教育委員としての人格というか、そういうところも、世間はそういうふうに見ますので、周りもそう見ますので、やはり我々は公人として日々の言動には慎重に、なおかつ冷静にやっていくことは大切なことだと思っております。

○1 番（松山 小百合議員）

ちなみに、先ほど教育長からもあったように、長期休みの際、子供たち同士で会うことができたそうです。教育員の子供が、あのときごめんね、子供同士のわだかまりはもうないようです。それをもって問題解決ということではありません。

いじめを行ったとされる子供たちは、今なお傷ついています。いじめたとレッテルを貼られ、小学校に通う自分の兄弟が小学校の先生から、あなたの兄弟、中学校でいじめをやっているんだってねと言われたこと、あり得ない。新学期、自分たちが悪い子だから、担任してくれる先生がいらないのかなと心配したこと、高校受験に不利になり、高校行けないかもしれないと悩んでいること、一体誰のための教育委員会なのか。

教育長、お伺いいたします。教育長、教育委員会、教育委員の資質として、資質とは、教育長の見解をお尋ねいたします。

○院田 裕一教育長

先ほどから申し上げましたとおり、やはり教育委員というのは公正公平というか、そういうふうによっぱり人間性豊かな人物ではないといけないことなのかなと思っております。

また、先ほどからお話しているように、冷静さを持って丁寧にしていくというようなことが、大切なことかなと思っております。

○1 番（松山 小百合議員）

権力が真実を封じ、組織が正義をねじ伏せる。正しいことが許されないことにすり替えられる現実。不正を告発しようとする者を脅し、正義を貫こうとした者は屈服を強いられる。なぜこんなことがまかり通るのか。それは組織の論理が個人の信念を支配するからである。権力の下では、事実よりも都合が優先される。誰かが不正を指摘すれば空気が読めないと疎まれ、正義のためにと声を上げれば、組織を乱すなと封じられる。日常の理不尽をのみ込んだこと、おかしいと感じながらも沈黙を選んだこと、その沈黙がさらなる不正を助長してしまう。組織のため、立場のため、守るべきもののために、知らず知らずのうちに良心に蓋をする。そうやって正義は踏みにじられ、やがて忘れ去られていく。だから、沈黙が続く限り、この構造は変わらない。

教育は子供たちの未来のためにある。全ての教師は、その責務を全うするために日々尽力している。自らの地位や組織を盾に脅し、正義や良心への沈黙を強いて、自らの保身や利益重視、自己鍛錬、自己の欲求を満たすために教育現場を乱すことは決して許されることではない。このことは子供たちの未来を守りたいという、多くの良識ある人々の願いです。伝わりますでしょうか、この現場の悲痛な声。

町長、お伺いいたします、最後に。国家百年の計は教育にあり、これが今の天城町の教育行政の実態です。首長としての見解をお伺いいたします。

○森田 弘光町長

松山議員と教育長の議論、聞かせていただきました。ただ、その発端というか、それはちょっと、非常に機微に関わる問題でしょうから、なかなか表現できないでいらっしゃる。その発端がどういうことだったのかというのが、ちょっと松山議員と今教育長の議論の中では、私たちの中では分かりません。

ただやっぱり私たち大人は、やっぱり子供も人として尊重される。そして、人格が守られる。だから、やっぱりその人権が守られる。そういう中でやはりいじめ、そういったことはあってはならないものだとは私は考えております。

時間があるときに私、日本国憲法と教育基本法と児童憲章というのがあるんです。その中に児童憲章は、児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。やっぱり子供が第一です。そして、みんなが私たちの、この天城町の未来の子供たちを育てていくという、そこら辺の基本的なところがちょっとずれたりしたり、何かそういったことがあったのかなって、私は思っております。

やはり子供は、これからの私たちにとっては宝だと私は考えております。いじめ、そういったことは当然あってはならないし、またもしあったとしたら、しっかりと

原因を突き止めて、二度とそのようなことが起こらない、そういったことに私たちは対処する責務があると思っております。

○1 番（松山 小百合議員）

いじめとされる事案はセンシティブな問題でありますので、やはり内容としてはフォーカスできなかったのも、皆様に伝わりにくい部分があったかとは思いますが。ずっと教育長とのやり取りを見て、御覧になってお感じになられたと思うんですけど、問題提起の主訴としては、やはり偏った、偏りがある、そこを是正してもらいたい、そういう、そこをきちっと向き合ってほしい。先生が、一人の教員が辞めた事実をもっと重く受け止めてほしい、これが私の質問の趣旨です。

天城町の教育行政の正義の示し方を注視することをお約束し、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、松山議員の一般質問を終わります。

次に、議席番号3番、島和也議員の一般質問を許します。

○3 番（島 和也議員）

町民の皆さん、こんにちは。質問を始める前に、森田町長におかれましては、4月末に手術を受けられまして、長らく歩行のリハビリを終えて、無事に退院され、公務に復帰できたことをお喜び申し上げます。

それでは、今回は3項目について質問いたします。2項目めの3番目のサツマイモの件は過去にも質問した経緯がありますが、その後の経過を伺いながら、違う方向の質問を取り上げていきたいと思っておりますので、執行部の前向きな、建設的な答弁をお願いいたします。

1項目め、わいど〜む あまぎについて。

年次的に周辺の土地を購入し、駐車場を増やして整備する計画はできないか。

2番目、駐車場の件で、町道の花壇に使用している部分を並列駐車スペースできないか。並列と言っていますが、これ縦列の訂正をお願いいたします。

3番目、2階部分は窓のサッシがないので、冬場の防風対策をどのように考えているか。

4点目、客席の地面はコンクリートですが、長時間座るのはお尻が痛いです。何か対策は考えていないか。

2項目め、現給食センターの活用について。

新給食センターへ移転後に農産物の出荷用の加工場所として活用できないか。

2点目、じゃがいものそうか病で出荷できないものを加工して製品にできないか。

3点目、サツマイモを貯蔵し、干し芋や焼き芋に加工して本土への販路開拓がで

きないか。

3 項目め、町道キジ原線について。

1、防災センターの西側のキジ原線（約 3 0 0 m）は、幅員も狭く曲がりくねって勾配も急なので、幅員を広げて勾配も緩やかにする計画はできないか。

以上、3 項目について質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し答弁を求めます。森田町長。

○森田 弘光町長

それでは、島議員のご質問にお答えしてまいります。

1 項目め、わいど～む あまぎについて。

その 1、年次的に周辺の土地を購入し、駐車場を増やして整備する計画はないかということでございます。

また 2 項目、駐車場の件で、町道の花壇に使用している部分を縦列駐車スペースにできないかということでございますが、関連しますので、一括してお答えしたいと思います。

まず初めに、5 月 3 日の落成式典、また翌日の落成記念闘牛大会において、天城町議会議員の皆様、そして関係の皆様、そしてまた町民皆様の多数のご来場により、盛会のうちに終了することができました。誠にありがとうございました。お礼を申し上げます。

わいど～むが稼働して一月が経過し、直売場「空の駅あまぎ」、また体験コーナー「シマあそびつくす」も順調に稼働しているところでございます。

ご質問の駐車場整備につきましては、落成記念闘牛大会において、駐車場の不足が見受けられました。落成記念という特別な日だったゆえんによるものとも思料されますが、いずれにしても年次的に整備できればと考えております。

まずは、わいど～む あまぎをつくる際に、九州財務局から購入した土地がございしますが、まだ未利用の土地、購入した土地の中でまだ未利用の土地もございします。まずは第一議的に、その土地の利活用について検討させていただきたいと思ひます。

ご質問の 2 点目の町道の活用につきましても、その未利用の土地の活用を進める中で、また年次的に考えることができればと思ひております。

わいど～むについて、その 3、2 階部分が窓のサッシがないので、冬場の暴風対策をどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

当初基本計画では、天候に左右されない施設として、雨を防ぐということ、そしてまた感染症対策を含め、自然換気の吹き抜けなどを盛り込んで、計画を進めたと

ころでございます。

今、開所して1ヶ月でございますけども、具体的な防風対策については、まだ具体的なことはございませんけども、その利活用を進めていく中で、状況を勘案しながら検証してまいりたいと考えております。少し時間をいただきたいと思います。

わいど〜む あまぎについて、その4項目め、客席の座るところ、座面がコンクリートということで、長時間座るのがお尻が痛いということでございます。何か対策は考えていないかということでございます。

ただいまの答弁と重複いたしますが、座るところ、座面对策につきましても、防風対策と同じく、少しその時間をいただいて利活用を進めていく中で、その整備については、また検証させていただきたいと考えております。

2点目、現給食センターの活用についてということでございます。

これも、その1項目めの新給食センターへの移転後に農産物の出荷用の加工場所として活用できないか。

また2項目め、現給食センターを、じゃがいものそうか病等で出荷できないものを加工できないか。

また3項目め、サツマイモを貯蔵し、干し芋、焼き芋に加工して、本土への販路開拓はできないかということでございます。

これについては、いずれも本町のこれからの農業振興を考えていく中で大事なことでというふうに考えております。

ただ今、現給食センターの活用についてということでございますので、それに関連してお答えさせていただきます。

新しい学校給食センターは、令和8年の2月に8工区、令和8年の5月に3工区、また残り3工区を年内に発注し、令和9年度中の完成を目指しているところでございます。

ご質問の現在の給食センターの活用につきましては、早急に、これは仮称でございますけれども、公共施設利活用検討委員会を設置し、検討したいと考えております。

ご提案の農産物加工施設としての利活用を含め、また、じゃがいものそうか病で出荷できないものの加工、3点目のサツマイモの加工など、いろいろな様々な可能性を含めて、この公共施設利活用検討委員会の中で、現給食センターの活用については検討させていただきたいと思います。

以上、島和也議員のご質問にお答えいたしました。まだありますか。（「3点目、キジ原線」と呼ぶ者多し）ごめんなさい。

大変失礼いたしました。3点目、町道キジ原線についてということでございます。

防災センター西側のキジ原線、約300mございますが、幅員も狭く、曲がりくねっていて急勾配であるということ、これを改良する、幅員を広げる、そしてまた勾配も緩やかにする計画はできないかということでございます。

お答えいたします。

ご指摘の町道キジ原線の拡張については、以前計画もございましたが、その時点では地権者の同意が得られずにおりまして、現在に至っております。

防災センター、そしてまた新給食センターの建設に伴いまして、交通量が増えるとともに、また本路線は海岸の方々の避難道路にも対応できるかというふうに考えております。

この事業の実施については、まずは地権者の方々との話合いが大事でございますけれども、事業については必要性があるというふうに考えておりますので、また補助事業等で検討させていただきたいと思っております。

大変失礼いたしました。島和也議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

島議員。

○3番（島 和也議員）

1回目の答弁をいただきましたので、順次、質問を進めてまいりたいと思っております。

わいど〜むについての質問ですけれども、5月3日の落成式典及び祝賀会が町内外からたくさんのご来賓の方々を迎え入れて盛大のうちに執り行われたこと、執行部の方や役場職員の方々は受入れや式典準備等ご苦労さまでした。誠にありがとうございます。

また、町長の公約でありましたドーム型闘牛場の完成を誰よりも待ち望んでおられました森田町長がご病気で参加できなかったことは残念だとお察し申し上げます。

そして、翌日4日の全島一大会には今まで見たことのないぐらいの方々が来場され、もちろん現駐車場は満車で周辺の空き地や農道までもが停め切れないほどの車でいっぱいでした。私はその光景を見ましたので、今後の同ドームのイベントごとでは駐車場問題が最大の問題ではないかと思い、質問いたします。

その1点目、年次的に周辺の土地を購入し駐車場を増やす整備をする計画ができ

ないかということですが、うおっちょの南側に民間の広い敷地があるんですけれども、ここは過去にそういうお話が出て購入するとか、そういうお話は出なかったでしょうか。総務課長かな。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

その土地につきましては広い敷地でもございますので、もしそういった話があれば町としても積極的に購入のほうに向けて協議というか、当人とも話合いを持たせていただければと思っておりますが、今現在は、そのうおっちょのすぐ南側の土地についてそのような相手方との協議も行っておりません。

○3番（島 和也議員）

私もそうなんですけれども遠いところに、遠いところといいますと、今、陸上競技場の駐車場とかB & Gの体育館の駐車場とかありますけれども、やっぱり人間の心理として会場に近いところに止めたいという意識が強いんですよ。

私もそうなんですけれども、そういった意味でまだ話がされていないということであればぜひその場所を、民間の土地なんで金額は折り合うか折り合わないか、それは私は分かりませんが、その辺の話を進める意向はございませんでしょうか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

その土地につきましても、将来的には本当に有効な場所だと思っておりますので、まだそういった売る売らないといった話はございませんが、これがこちらのほうから話しかけていいのかどうかということも含めて、今後、検討させていただきます。

○3番（島 和也議員）

ぜひ検討して、やっぱり広い駐車場があれば皆さん喜ばれると思いますのでご検討をお願いしたいと思います。

それと、その道を挟んで山手側に個人の土地がありまして、その土地の方は結構高齢で、もう自分では管理できないから誰か買ってくれんかなという話も耳にしたことがありますけれども、そこはすぐすぐ動きができると思うんですけれども、どうでしょうか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

5月の後半にそのような話があるということでちょっと話を耳にいたしました。その後、町側はどう思っているんだろうというところでちょっと第三者を介してあったものですので、私のほうからその持ち主の方に電話をさせていただきます。

そのときはまだ買う買わないというところではなくて、ちょっと相談にさせてい

いただきますということで、今、とどめておりますが、まだその後の話合いはできていないところでございます。

○3番（島 和也議員）

現状を見ますと、トライアスロンとか体育大会、運動等などでいろいろとその土地をその都度整備して利用していますので、ぜひこの話は前に進めていただければと思っております。

今、南側を言いましたけれども北側のほうに移りますと、先ほど町長が言われました払下げの場所もこれから整備するという話はありませんけれども、そのもうちょっと横側に民間のサトウキビ畑とか、それと並行してB&G入り口の通称築山と言う場所がありまして、毎年、トライアスロン時期になりますと私も議員で清掃、草刈り作業をしておりますが、年間通して見ると非常に利用していない土地だなとずっと思っています。

過去の議員の方々のお話合いの中でその土地ができたという話も聞いてはおりますけれども、やっぱり利用しないと利用価値はないんで、その部分は町有地だと思いますので重機を入れて整備すると立派な駐車場ができると思いますし、また、最近では農業祭とか、あといろんな大会とかトライアスロン大会もそうですけれども、その場所があれば非常にまた利便性もよくていいのではないかと思いますので、ぜひこの辺も検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

今年度事業でそのB&Gの北側の入り口周辺を建設課のほうで整備する計画も、今、上がってきております。その中で、今、設計段階でございますが、その築山をそのまま残した形で検討は進められております。その築山の西側に500m²ぐらいを駐車場用地として、そこに進入口がしっかりあれば駐車場として利用できる場所も、今、町有地としてあります。

また、あわせて先ほど来あります国有地を払下げした土地がその待機小屋から北側に、ちょっと三角の形状なんですけれども目測で1千m²以上あるかと思っております。

そういったところも、まずは町有地部分の整備をしっかりと行って、また誘導する道路という取付道路もしっかり造る形で整備していき、そういったところを整備した後にその民有地についての駐車場用地の購入というのも考えていければと思っております。

○3番（島 和也議員）

そうですね。所有しているものをうまく利用していくという形は本当のことだと

思いますけれども、たしか令和8年度予算の中でも運動公園とうおっちょ、わいど〜むの間の整備というのも上がっていたような気がしますけれども、その辺を整備しながら、また払い下げた場所の整備も検討していつていただきたいと思います。ぜひ前向きに、民間の土地を買えばそれなりの税金を投入しなければいけないですけれども、所有ですとやっぱり重機入れて、何とかそんなにかからないで整備できていくのかなと思っていますので、ぜひ前向きによろしくお願いいたします。

その駐車場問題と並行して町道の花壇がありますけれども、皆さんにネットで撮った写真とかを提示していますけれども、ずっと見ていますとあの花壇のごく一部は花を植えたりいろいろとしている場所は見られるんですけれども、やっぱりイベントごとがあるときに建設課の会計任用の方々で草刈りをしているというのが現状じゃないかと思っていますので、ぜひあの花壇をちょっと削って、歩道がすごく大きいのでそれを整備することによって、ラインで線引きすることによって縦列駐車という駐車場ができると思います。

よく都会ではパーキングスペースでこの縦列駐車をやっているのをよく見かけるんで、この歩道も見ると結構広いんで、あそこまで歩道もいらんんじゃないかという思いがありましてこの質問をしております。

花壇も、今後、花植え運動とかをやると言うんでしたらまだ話は違いますが、実際、ずっとここ数年見てると、もう草が生えたら草刈りをしている状態しか見ていませんので、ぜひ、やっぱりイベントでの駐車場問題というのは大事だと思いますので、そこも利用できるんじゃないかという思いで、今、提案していますので、この検討はいかがでしょうか。

○袴 清次郎副町長

先ほど来、ご質問いただいておりますわいど〜むの利用する際の駐車場不足の問題ですが、まず、ご質問の歩道への駐停車については現状の形では道路交通法において全面禁止されておりますので、議員のご提案の本土のほうである縦列駐車のような形の路側帯を利用したような形は利用可能ですが、歩道の目的用途を変更する必要性があらうかと認識しております。

あと、先ほどの駐車場不足ですが、令和3年4月28日に財務省から8千662m²、8反余りの国有地を払下げしております。その一部にわいど〜む待機舎を建設したわけでございますが、その購入後の整備計画として駐車場のほうも当初計画に盛り込んでおりました。

先ほどの民有地1件を含めた形での利用の計画の中では、約730台ほど止めれる計画にはなっております。これは先ほどの築山も利用した形でございます。

そのように払い下げられた国有地を有効活用するのが、まず執行部として行政と

して第一優先、なおかつ不足するところについては年次的に私有地、民有地にご協力をいただきながら取得をしていきたいと考えております。

先ほどの歩道については、もう少しいろいろと道路交通法であるとかその辺の用途変更について検討をさせていただきたいと思います。

○3番（島 和也議員）

ありがとうございます。

私の質問とちょっとかみ合っていないのかな、私は花壇は要らないよという話を今しているんです。花壇を要らなくして歩道まで広めて駐車スペースにできないかという話なんで、花壇をそのまま利用するという話ではないんで、あれは現状としてあまり花壇としての意味をなしていないんじゃないかということの質問で、これをうまく駐車スペースとして利用できないかということです、よろしくお願いします。

それと、ずっと見ますと陸上競技場とおっちょの間のスペースというのがすごく、これから整備したらそこにも結構いい駐車スペースができるんじゃないかという思いがありますので、設計段階でうまく利用できるような設計をされて、スペースをなるべく確保するという方向を示しながら取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがですか。総務課長かな、どっちかな。

○禰 清次郎副町長

先ほどの件は承知いたしました。歩道を利用するのではなく植樹帯になっているところを、車道を拡幅する、広くするという解釈でよろしいでしょうか。これについて、また空港岡前線を国の補助事業等を活用しながら整備しましたが、その辺のほうも勘案しながら検討していきたいと考えております。可能だと思っております。

○3番（島 和也議員）

ありがとうございます。

それで、距離的には塩満団地からB & G海洋センターの入り口の区間でいいと思うんで、ぜひその辺を検討して、今後、お願いしたいと思います。

3点目の窓のサッシがないので冬場の防風対策をどのように考えているかということなんですけれども、5月4日の闘牛のときに非常に風が強かったんですよ。そこでもう来場された方々もすごく印象があまりよくなくて、寒い寒いとかという話をしていましたので、風通しがよすぎたのでそういう話題が出たと思うんですけれども、やっぱりこれが冬場になるとそれなりの冷たい風も吹いてくるし、雨でも降れば風雨も入ってくると思うんで、ぜひ検討というか、今後、考えていくということなんで、できたら担当課長も沖縄の闘牛場とかを見ていろいろと構想はお持ちだと思うんですけれども、ぜひ、今、思われている構想ですね、実現じゃなくて構想

でこういう形にしたいなという思いがあればお願いできますか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

構想ということではなくて、そういった雨風をしのげるサッシ等の部分ですけれども、確かに沖縄県うるま市さんの部分で視察に行った際には、そういった雨を防護するカーテンなるものが設置してありましたので、これはかなり有効な一つの手段かなとは思ったんですが、わいど～むに設置するにあたってはまだ構想というところではなくて、一つの案というところで考えたところでございます。

○3番（島 和也議員）

全面サッシがないんですごく本当に風通しがよくて、あそこをカーテンとかそういうのでやるとなると非常にまた予算もかかってくると思いますけれども、その予算の確保を考えながら今後の中に具体的に示していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、4点目のコンクリートということで長時間座れないという話をしていますが、私自身も闘牛が好きで伊仙のなくさみ館によく行くんですが、やっぱり自前の座布団を私自身は持って行きます。やっぱり持っていかないと本当に長時間座れないという現状なんで、それと、この質問に当たって、結構、見ると皆さんプログラムを二、三枚取ってお尻に敷いていらっしゃるんですよ。その後、終わった後に見るとそこにごみが散乱しているんですよ。非常によくないなという思いがあるんで、あえてこういう質問もさせていただきました。

あそこの全面に座面のFRPとか、そういうのでしていくと非常に金額も上がると思いますけれども、あと木製の座面を造るとそこまで金額も張らないんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

先ほどの防風対策と同じく時間がかかるところだと感じております。木製の座面を少し勉強させていただきたいと思います。緊急に対応できるというところであれば、今、島議員がおっしゃったとおり座布団ですとか安価な部分がありますので、そういったところに対応していくのかどうか、そこも含めて少しお時間を勉強させていただきたいと思います。

○3番（島 和也議員）

せっかくできたわいど～む あまぎの全島から注目されている施設ですので、年次的に一つ一つ解決して行って、皆さんも来て喜ばれるような施設につくり上げていくのも大事だと思いますので、その辺を要請しておきますのでよろしくお願いいたします。

たします。

それでは、次に移ります。

2項目めの現給食センターの活用についてですけれども、先ほど答弁いただきまして現給食センターを今後どういう具合にしていくかという推進検討公共施設委員会というのを立ち上げていくという話なんで、私はこれは来年の半ば以降にオープンして移っていくと思うんで、やっぱり早めにこれを立ち上げてどういう方向性でやっていくのかというのを示していただきたいんですけれども、早期的にそれが可能でしょうか。

○福 健吉郎総務課長

お答えいたします。

まず、公共施設は、幾つか今、利用されていない公共施設もございます。そういったことを含めて、いずれ令和9年度中には現給食センターが役目を終えるということも見えておりますので、令和8年度、これから早々に先ほど申し上げました公共施設利活用検討委員会なるものを立ち上げて、旧給食センターと、また今現在使われていない兼久地区振興センターだったり、また松原浄水場の今後の在り方とか、そういったことも含めてそういった場で協議をしていきたいと考えております。

まずは所管替えをして、それぞれの課が自分たちはこういった用途で使いたいという意見があればそういったことに向けて検討していきますし、またどうしても町としての使い道がないというときには、また民間への貸出し、払下げ、そういったことも検討していくこととなると思っております。

その段階的な流れがあるんですけれども、その中にまた民間の方々も入れた形で議論していければというふうにも考えております。

○3番（島 和也議員）

総務課長、新給食センターは来年の2学期からですよ。約1年後に供用開始だと私は思っているんですけれども、1年後なんですよ。だから本当に早急に委員会を立ち上げて、やっぱり公共施設はいろいろありますけれども、そこでやっぱりもんでいていただきたいなと思いますけれども、早急にお願いできますか。どうですか。

○福 健吉郎総務課長

そこにつきましては早急に会を立ち上げていきたいと、協議していきたいと考えております。

○3番（島 和也議員）

私が今回提案したのは、現給食センターを農産物の出荷用の加工場所として活用できないかということが、一応、提案なんで、それも一つの案として考えていただ

きたいと思います。

というのが、天城町は農業立町です。特に園芸作物ではばれいしょの栽培が盛んで、近年では市場価格も安定、高騰して農家も栽培意欲が盛んになっております。またマンゴーやタンカンなどの果樹も盛んに行っておりますが、生産して質のいい物だけだったらよろしいんですけれども、そうでない実の小さいものとか形のちょっと色の変だとかというのがありますので、そういう果実等なども加工してジュースにすることはできないかなという思いがあります。

2点目のじゃがいものそうか病で出荷できないものを加工して出荷していけないかという話なんですけれども、結構、やっぱり私もじゃがいもを作っているんですけれども、畑でpHの管理とか、土壌地質とかその辺によってできる畑とできない畑があって、できる畑ではいっぱいそうか病が出て畑で廃棄しなきゃいけない場面も重々見ていますけれども、そういったそうか病ですけれども皮を剥ぐことによって加工品として利用できますので、やっぱりそれを畑で廃棄するのではなくて、腐れがひどいのは駄目なんですけれども、それなりの形の分は加工すればどんどん製品としていろんな加工をしてできると思いますので、その辺の施設として利用できないかなということの思いで質問です。

これをできるできないは施設の方向性が決まらないとお話できないので次に送りますけれども、一番はこのサツマイモを貯蔵し干し芋や焼き芋にして本土への販路開拓ができないか。これが一応、今回ちょっとメインで聞きたいんですけれども、現状、サツマイモの栽培に関して、町として前課長時代から長年やってきているんですけれども、いまだに数名の方に委託、作っていただいているという形で、やっぱりどうしても、すみません、その前に答弁をお願いします。今の現状の答弁をお願いします。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

現在、商業用といたしまして出荷している農家が2農家ございます。あと家庭菜園等で直売所とかに出荷されている方が数名いる現状でございます。

令和7年度の実績になりますが、サツマイモ栽培面積が約1ha、生産量が13t、生産額が195万円となっております。

○3番（島 和也議員）

数字的に言われてあるんですけれども、これは現状として島内消費もしくは本土には出せないと思うんで沖縄への出荷ですかね。どうですか。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

現在、沖縄のほうへ出荷いたしております。

○3番（島 和也議員）

皆様ご承知のとおり奄美群島からサツマイモを固形のまま出せないというのが現状です。ですから、これを私が質問したのは、サツマイモ自体は二、三ヶ月貯蔵して温度管理、湿度管理、風通しのよさというのがあれば、そこにでん粉が上がってきて甘みも出てくるというサツマイモですが、そういう施設をつくることによって、それを干し芋や焼き芋にして本土へ出荷ができると、パッケージを作って、その流れを私は早めにやっていただきたいと、それをするによって、今、数名の方々しか作っていないサツマイモをやっぱり広く、栽培意欲を出して広く皆様に作っていただいて、それをここで加工して出荷ができるという流れなんですけれども、農政課長として私が出した現給食センターの跡地利用なんですけれども、どうでしょうか。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

現在、サツマイモは、国内、国外ともにすごく人気が高まっております。サツマイモは先ほど議員がおっしゃったように加工しないと本土への出荷ができません。今現在、少数というか数少ない農家で行っておりますが、今年度事業といたしまして苗を農業センターのほうで栽培いたしまして、秋口あたりに農家の募集をかける予定としております。徐々に農家戸数等を増やしていきたいと考えております。

○3番（島 和也議員）

課長、沖縄に出すだけではちょっとどうでしょうか。あまり農家が作りすぎると今度は出せないというパターンが出ないでしょうか。大丈夫ですか。沖縄だけでそれだけはけますかね。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

現在の戸数ですと全然間に合いますが、これから増えていきますと沖縄だけだと難しくなる可能性もございます。ですので、加工して本土へ出す計画も立てたいと思っております。

○3番（島 和也議員）

そうですね。加工する技術をやっぱり早急にしていかないと、農家に作れ作れといってそれを出荷できないとなるとまた大変なことなんで、そういう意味も含めまして私も皆さんに資料として出していますけれども、貯蔵する施設と乾燥する機械があれば全然いけるんで、そこを早めにつかかっていただきたいなど、加工することによって本土に販路拡大もできるんじゃないかという思いがありますので、ぜ

ひ課長、これは早めに本当に検討して、検討というか早めにつかかるといふような方向で、予算はかかりますけれども補正を組むなり形を取ってやっていただきたいと思うんですけれども、町長として、この農業立町にサツマイモの件について、どうですか。

○森田 弘光町長

島の農業を歴史的に見ますと、私たちの年代から上はもう全ての農家がサツマイモを作って、ある意味、主食用にしていましたし、それぞれ家庭には黒豚を飼っておりまして、その餌にしていた。だから非常にサツマイモは島の農家にとってなじみのある品種だと私は思っております。

そして、それが今、非常に日本全体で商品価値が上がっておりますので、2年ぐらい前から島農業復活プロジェクトという、少し大きなネーミングで取り組んでいるんですけど、なかなか潮に乗らない、そういった観点もありますので、やはりこのサツマイモについてはぜひ進めていきたいと私は考えております。

そのためにはいろんなまた投資もかかりますので、これについてはいろんな補助事業を探すとか、そういったことはまた行政ができるのではないかなというふうに考えております。

○3番（島 和也議員）

やっぱり先ほども言いましたけれども、やっぱり取ったサツマイモを二、三ヶ月貯蔵するという施設も大丈夫ですので、この資料を取るに当たって業者の方にちょっとお話を聞いたんですけれども、やっぱり平米数も自由に換えられるという形なんで、最初からでっかい貯蔵施設ではなくて、そのような形でつくっていければ、また干し芋にする機械も最初からぼんとやるんじゃなくて徐々に機械というのは増やしていけますから、そういうのを見ながらできる方向性で、ある程度、あまりお金をかけない形でやっていただければと思っています。

やっぱり冬場のじゃがいも、夏場の台風被害のないサツマイモもしくは落花生、この辺を前碇本課長の時代から話がきてずっと流れてきていますので、ぜひこれは本当に町長が今言われたように実現する方向で、やっぱり島の農業復活、サツマイモを農家の夏場の収入源として1円でも多く収入を得れるような、農家の方々ができる作物として推奨していただいて、できればこの天城町産のサツマイモを東京、本土とかその辺にまで出荷できるような体制をやっていただければと思っています。

これは町がやるとまたできないことなんで、町として機械というか、その場所の提供、機械をやって運営をどこか民間でもいいと思うんですけれども、私の提案で、私はJA天城さんを巻き込んでこの運営体制というのをやっていければ、JAさん

はじゃがいもも集荷していますし、その廃棄するやつも分かっていますし、その辺の流れをつくっていけるんじゃないかと、あとJAさんのまた頑張りで販路を開拓していけるような方向性もできないかなという思いで質問ですけど、いかがでしょうか。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

確かに、サツマイモはじゃがいもの裏作といたしまして夏場の貴重な収入源となります。ですので、JAさんと協力しながら機械導入、事業等を検討してぜひ進めるようにしていきたいと思います。

○3番（島 和也議員）

大変いいご答弁をいただきましたので、ぜひ実現に向けて早急にやっていただきたい。やっぱり私どもは農家のためにとって、今、発言していますので、農家が1円でも収入が多くなれば、また町に納める税金も入ってくるだろうし、そういう中で町も潤ってくるんじゃないかと、やっぱり夏場に植える作物があれば本当に冬と夏と両方で収入が得られるという形が取れますので、ぜひ農家の活性化に向けても大いに期待できる作物だと思いますので、あとは機械をどうやって入れていくか、あと運営をどうしていくか、そういう流れをつくっていければ物すごく私は行くんじゃないかと思っています。

ただ、農家を作るのを先にするんじゃなくて、やっぱりその機械の導入も進めていくのも並行してやらないと、サツマイモはもう二、三ヶ月ですぐできますので、多くの方に植えさせて、これは大変だという話にならないように、ぜひ確保できる方向性をやっていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3項目めの町道キジ原線についてですけれども、私自身が浅間の海側にいるものですから、非常にあの道路をよく利用します。最近は防災センターのいろんなことであそこを出入口として使っていますけれども、たまにあそこは大型のトラックが来たりするんですよ。非常にびっくりしたときがあって、そういう意味も含めましてこの質問をしているんですが、場所としてはAコープから海側に向かって墓地がありますけど、墓地から北側に行きますと緩やかに勾配があるところがありまして、須川木工さんの工場から下に向かったあたりまで、その間の距離をうまく整備していただければ非常に先ほどの防災の面からも避難経路としてできるんじゃないかという話がありましたので、やっぱり、今後、防災センターを利用したり、あと一番は、今後できる新給食センターを利用する人はいないけれども、そこに搬入したりいろいろする形になって、やっぱり結構車の往来が多くなってくると思いますので、その辺を含めて検討できないかということですので、先ほど地権者の同意が得

られなかったということで前に進めていないと、今後、その地権者との話合いというのはできますかね。どうですか。

○永野 延浩建設課長

お答えします。

先ほど町長の答弁でもありましたけれども、15年ほど前に拡張工事の計画がありました。その中で地権者からの同意が得られずに断念した経緯がございます。

島議員からこの質問が出た後に私がその地権者と会いまして協議をしてみました。条件付ではありますが売買しても構わないようなニュアンスで回答をもらっております。

その土地はよかったとしても、その上にありますもう1個の地権者の方の所有権移転もしくは相続登記がなされていない土地が一つあります。その土地の所有権もしくは相続登記が解決しないと、また売買もできないですし工事の着工もできないと考えております。またその管理をされている方にも声かけをしながら、今後、工事ができるような方向に努めていきたいと考えております。

○3番（島 和也議員）

確認ですけれども、その場所というのは墓地の前ですか。それとも九電側ですかね。どちらですか。

○永野 延浩建設課長

お答えします。

今、一番坂道の下りで大きく湾曲したところがあるんですけれども、防災センター側から行きますと下りの右側の大きな土地ですね。その部分が、今、登記がなされずに残っている状態です。

○3番（島 和也議員）

登記ができていないんだったら売買もできないという話ですけれども、これをうまく解決していくには、やっぱり地権者の方々と親族の方々と話しなきゃいけないと思うんですけれども、この辺は進められそうですか。

○永野 延浩建設課長

その土地の所有がちょっと複雑でして、亡くなった方、登記名義人でない方が、今、納税義務者になっております。納税義務者になぜなったかという経緯が分からないので、その辺の所有権移転もしくは相続登記の方法がちょっと私どもには分かりませんので、その税金を払っている方の親族の方と話をしてみて、どういう状況なのか聞いて話を進めたいと考えております。

○3番（島 和也議員）

ちょっと複雑で早々に前に進めないような案件かなと今のお答えを聞いて思った

んですけれども、でも積極的に取り組んでいただいて、やっぱり危険性がありますので、できたら勾配も緩やかにして幅員も広げて、結構、本当に大型が何か知らないけどあそこは入ってくるんですよ。そういうのも含めて安全性もありますので、地権者の話になると私も強引にせいとは言えないんですけれども、その辺を頭に入れて大いに進めていただきたいと思います。

あそこを利用する者として、やっぱり常に危ないなと思いながら運転はしているつもりなんですけれども、それがいいような形でスムーズにできるような、利用できる道を今後の計画の中で進めていっていただきたいと思います。

いろいろと質問してきましたけれども、私としては、やっぱりこのサツマイモを町の基幹作物にできるぐらいに持っていけるようやっていただきたい。それにはやっぱり機械の導入をしないとできない、加工しないとできないという奄美大島独特の要素がありますので、やっぱり加工にして干し芋や焼き芋、あとペースト状にしてそれを出荷できるという体制をつくっていただければ、農家の方にいっぱい作ってくださいと、夏場の作物をいっぱい作ってくださいと、冬場はジャガイモを作り夏場はサツマイモをいっぱい作ってくださいという、この天城町の農業の発展にもつながると思いますので、ぜひ農政課長、頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

この要望を求めて、私の今回の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、島和也議員の一般質問を終わります。

次に、議席番号9番、久田高志議員の一般質問を許します。

○9番（久田 高志議員）

こんにちは。早速ですが、先般の通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず、1項目め、物価高騰対策について。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、令和7年度の補正分に関してなんですけれども、活用実績と効果についてどのように評価しているか。

2項目め、建設行政について。

昨今の資材高騰、資材不足による公共工事の発注に対する影響をどのように分析し対策されているか。

3項目め、観光振興について。

あまぎ自然と伝統文化体験館「わいど〜む あまぎ」のイベントスケジュールはどのようになっているか。

その2点目、水産業拠点施設「うおっちょ」の運営状況、これはまた収支も含まれますが、どのようになっているか。

4項目め、政治姿勢について。

防災センター未竣工（虚偽報告）に関わる住民訴訟の控訴審はどのようになっているか。また、本件裁判に至るまでの経緯（理由）の説明と損害金に対する認識をどのように考えているか。

以上、4項目5点について質問をいたします。

執行部の分かりやすく明確な責任ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

森田町長。

○森田 弘光町長

それでは、久田議員の質問にお答えしてまいります。

1点目、物価高騰対策について。

その1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、令和7年度補正分ですが、その活用実績と効果についてどのように評価しているかということでございます。

お答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用事業につきましては、令和7年度1億38万1千573円の活用実績があり、また令和8年度繰越分として4千53万5千円の活用見込みとなっております。

「POWERあまぎ ぐらし応援商品券発行事業」、天城町介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業、天城町障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業、天城町集落支援事業、天城町水道基本料金負担軽減対策事業の5事業を実施いたしております。

事業内容としましては、全町民に対しての商品券配付、また介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所への支援、各集落への支援、水道基本料金の免除を行っているところでございます。

町民に対する物価高騰への支援の一助に寄与しているものと評価をしております。

2点目、建設行政について。

その1、昨今の資材高騰、資材不足による公共事業の発注に対する影響をどのように分析し対応しているかということでございます。

お答えいたします。

ご案内のとおり中東情勢における資材高騰、資材不足は、建築工事において既に大きな影響を与えており、また土木工事においては徐々にその影響が出始めております。

本町といたしましては、スライド条項の適切な運用や適切な工期の設定など、中

東情勢の影響がもたらすしわ寄せが受注業者だけへの負担にならないよう、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

3点目、観光振興について。

その1、あまぎ自然と伝統文化体験館「わいど〜む あまぎ」のイベントスケジュールはどのようなになっているか。

お答えいたします。

現在、主な闘牛大会については年間計画の中で予定されており、喫緊では7月と8月に闘牛大会が予定されております。また、観光事業者においては、観光闘牛の計画を進めているところであります。

本町主催では、子供たちや子育て世帯をターゲットにしたハロウィンイベントをこの10月の下旬に予定しております。

これらの企画によって民間事業者への情報発信を行い、多様なイベントが開催できるよう、そのような施設としてPRし、また有効に活用していただきたいと考えております。

観光振興について、その2、水産業拠点施設「うおっちょ」の運営状況（収支を含む）はどのようなになっているかということでございます。

お答えいたします。

平和7年度の実績見込みにおきましては、売上額が1千752万3千円、対前年度比265万6千円の売上げ増となりました。

また、施設の運営につきましては、物価高の影響等により原材料の上昇で3千655万円の支出でございましたが、令和6年度と令和7年度の実質収支におきましては、その赤字の幅を縮小することができました。

運用を開始して3年が経過し、実質的な町負担額は毎年縮小しておりますが、まだまだ経営努力が必要であると認識しております。

今後の展望としましては、経常経費を厳格に維持しながら移動販売車を活用した能動的な販売、また、しけや季節による水揚げ減少時には加工品の展開など安定した運営を目指していきたいと考えております。

4点目、政治姿勢について。

その1、防災センター未竣工工事（虚偽報告）に係る住民訴訟の控訴審はどのようなになっているか。また、本件裁判に至る経過、また損害金に対する認識をどのように考えているかということでございます。

お答えいたします。

天城町防災センター未竣工工事に関する住民訴訟の第3回控訴審が福岡高裁宮崎支部にて5月28日に行われました。次回は令和8年7月28日に予定されている

ところでございます。

この件につきましては、これまでもお答えいたしておりますが今後も真摯に対応していく考えでございます。

以上、久田議員のご質問にお答えいたしました。

○9番（久田 高志議員）

それでは、1回目の答弁をいただいたのか、ちょっと2つぐらい答弁をいただいていない部分もあります。それも踏まえて、順次、質問を続けていきたいと思っておりますが、議長、ちょっとだけ相談がございます。1項目と2項目が少し重複というか内容がかぶるところが質問の構成上ありますので、ちょっと前後する点と3項目めのわいど〜むとうおっちょも少し関連して前後するところがあると思いますので、ご容赦願いたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

はい。

○9番（久田 高志議員）

それでは、まず物価高騰対策について、1回目の答弁をいただきました。

これは確かに「POWERあまぎ ぐらし応援商品券」は3町を見回してみても非常に天城町の施策は評価が高かったのが事実ではございます。

その中で、この交付金の推奨事業メニューというのが国のほうから示されていたと思います。その中で10項目ほど推奨メニューがございました。

本町においては5項目を取り組んだということでございますが、1項目めが食料品の物価高騰に対する特別加算ということで、これが商品券に充てられたのかなと思っております。

これを具体的に一つずつ、取り組まれていない事業もあろうかと思えます。具体的にどういったことに取り組まれたのか。その10項目のうちの取り組んだ項目がどの辺なのかを答弁いただければありがたいかなと思えますが。

○森田 博二企画財政課長

お答えいたします。

まず、1点目、「POWERあまぎ ぐらし応援商品券」につきましては、①の食料品の物価高騰に対する特別加算になります。

あと、介護サービス事業所物価高騰対策支援事業につきましては、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援となっております。

あと、その次の障害者福祉サービス事業所につきましても、先ほどの分類になっております。

天城町集落支援事業につきましては、推奨事業メニューよりもさらに効果がある

と判断する地方単独事業ということでもあります。

その次の水道基本料金負担軽減対策事業につきましては、消費下支え等を通じた生活者支援ということで行っております。

○9番（久田 高志議員）

この事業推奨メニュー10項目のうちから本町が取り組んだのが3項目と単独で取り組んだのが1つ、集落支援という取組であるという答弁だと思っております。

これに対する評価、全国的にも言われているんですが、この商品券は、その時点では非常に効果も即効性も非常に高かったんですけども、商品券の消費期限は4月30日までだったと思います。それ以降、物価が下がった形跡もなく、さらに物価も上がり、その中で賃金も上がった痕跡があまり見受けられません。やはり、このやり方は非常に即効性は高いけれども持続性に欠けるというような制度じゃないのかなと思っております。

一番取り組んでいただきたいなと思っていたものが、この推奨メニューの⑥番、中小企業・小規模事業者向けの賃上げ環境整備、これは非常に考えると難しい支援策だと思っております。ですが、やはり全国の小さな自治体が少しずつここに取り組むことによって賃金の引上げにつながっていくのではないかなという思いがございました。

そういった賃金の引上げと生活弱者と言われる方々、年金や扶助費の見直しに関しては国が責任を持って取り組むべき案件だと思っております。やはり自治体としてはこの低所得層に向けた支援をもう少し手厚くしていく、そして、もう1つ、やはり景気の底上げではないですけども、この⑧番、農林水産業における物価高騰対策支援といったところをもう少し取り組んでいただけなかったのかなという率直な意見でございます。

今後、先日でしたか国のほうの補正予算も通過して、恐らくまた今後いろいろなメニューが提示されると思っておりますが、今後、そういったところにももう少し重点を置いて取り組めないのかなという思いですが、いかがでしょうか。

○森田 博二企画財政課長

お答えいたします。

推奨事業メニューとして10項目あります。これは最初に国のほうから天城町への交付限度額として1億3千400万円余りということで示されました。これにつきましても、各課のいろんな提案等も受けた中で、今回、先ほど申し上げたとおりのことを行っております。

また、今度、国レベルでは追加補正ということで1千億円の補正が閣議決定されたというふうに伺っております。天城町に対しても、昨日、限度額が示されました。

５８０万円余りの額ではありますが、これについて、また各課からのいろんな提案を聞きながら事業を実施してまいりたいと思います。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

久田議員からのご質問の中で、なるほどなと思うところもあります。ただ、農家に対しまして、これまでコロナの交付金から含めて直接的に農家の方々に特定したいろんな支援もしてまいりました。そういう中で、今回、すべからく町民の方々に、生活困窮している人とか、いろんな方々にすべからく行くような形ができないものだろうかということで、今回、「POWERあまぎ ぐらし応援商品券」ということでさせていただいたわけであります。

やはり、農家の方々もいろんな資材高騰、そういったことで困っていることは重々分かっているつもりであります。ただ、これまでも何回かに分けてやってきたなという思いがありまして、すべからくの方々にできたらなという思いで今回はさせていただきました。

また、今、久田議員から中小企業ということでありましたけれども、これは広く考えれば間接的には中小企業支援にも回ったのではないかなという思いがあります。

これからいろんな国の施策が出てくるとは思いますけれども、そういう本当に困っているところはどこかというところをみんなで知恵を出しながら対応できればと思っています。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。２時１０分より再開します。

休憩 午後 ２時０２分

再開 午後 ２時１１分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

久田議員。

○９番（久田 高志議員）

それでは、物価対策についてなんですけれども、やはりどっちにしても賃上げが要は物価と並行して上がっていかない限り、この商品券とかそういう支援策というのはずっと恒久的に続けていかないと追いついていかないような状況だと思っております。

やはりこういった一過性の中でも、例えばそれだけの売上げが上がったりするわけですので少し賃上げができなかったのかなとか、そういったところもしっかりと

チェックをしていただきたい。そういう思いでございます。

ぜひ、今後もまた国の対策に注視しながら賃上げ環境の整備、本当にもう悪質なインフレ状態に陥っていると思っていますので、これが適正なインフレになって景気向上につながっていくようなものになっていければいいのかなと思っていますので、皆さんの英知を振り絞って、ぜひ賃上げに向けた環境整備に取り組んでいただきたいと要請をして、次の建設行政のほうにいきたいと思っています。

1回目の答弁で柔軟に対応していくという答弁がございました。具体的にどういったことなんでしょうか。

○永野 延浩建設課長

お答えいたします。

柔軟にといいますと、受注者が赤字にならないように変更契約についても必ずやってあげるとか、工期を延ばしてあげるとか、こちらとお互いにウイン・ウインの状態の仕事が完了できるような形になるように私どもは考えております。

○9番（久田 高志議員）

やはりそのとおりだと思っていますが、積算をされるときから工事を発注するまでのタイムラグがすごく空いている中で、昨今の情勢というものが目まぐるしく変化をしているわけでございます。毎月毎月、月末になればもう今月で仕入れをしないと来月からこれだけ上がる、もう来月から物がありませんとか、そういう話がかなり聞こえております。

こういった中で、赤字にならない程度という表現も少し気になるんですが、要は企業努力もう限界点に来ているわけですよ。そういったところで赤字にならないのかということとは少し違うんじゃないのかなという思いがございます。

具体的に物価上昇率、資材によっての積算、見積りをあちらこちらで何ヶ所かする中でやはり差額が出て、平均値が出てこようかと思う、そういったところにしっかりと対応していけるのか。

それと、もしかすると隙間ができる可能性があるわけですよ。一時的に物価が上がりました。でも例えば中東情勢が落ち着いて安定しました。じゃあ安定したから大丈夫だよねと言われると、このときに資材を抱えた方々というのはそこに影響が出てくるわけなんですよ。そういったところもちゃんとどういった形で調査できるのかなというところがすごく気になっているところでございます。

この資材価格の調査というものは、役場のほうで何かしらの根拠というのは示せるんでしょうか。

○永野 延浩建設課長

三者見積りを取るとか、物価本を基準にするとか、県の単価を参考にしております。

すけれども、その辺をひっくるめた形で単価が出せばいいなと考えております。

○9番（久田 高志議員）

今、やはり大型公共事業も発注しているところでございます。もちろん価格変動もそうなんですけど資材不足、ここも非常に大きな問題だと思っているんですが、工期の設定とかも多分想定を超えるような状況が起きてくるような気がするんですよ。

そういったことに対してはもう少し事前にしっかりと対応しておく、備えをしておく必要があるんじゃないのかなという思いですが、そういったところも具体的にどのようなことが検討、対策されるのかお尋ねしたいと思います。

○裊 清次郎副町長

今のご質問の件については大変危惧いたしております。本当に先が見通せない世界情勢、中東情勢の中で建設資材が本当に順調に調達できるかどうかということを危惧しておりますし、建設業者の協会のほうもそういったご心配の声をよく聞きます。

先月、道路であるとか農業農村整備や奄振の中央要望に参加してまいりました。その中でも、私のほうからそういった場で現在の公共工事の懸念している件についてもご相談をさせていただきましたし、もちろん国のほうもそれは把握しており、団体からの要望等も来ているようでございます。建設資材の発注をしたが、それが調達できる流通の根詰まりをしっかりと解消していただきたいという要望もいたしました。

そういった中で、国のほうからも5月27日付で総務省、国土交通省の両省庁のほうから中東情勢を踏まえた適正な請負代金の設定、また適正な工期の確保の徹底についてということで通達が来ております。

今、進めております新給食センターについても、受注業者の皆様にはいろいろとご心配をおかけしているかと思えます。そういった中で、発注者のほうからはこの国の通達を受けまして、令和8年3月31日付、総行第161号、国不入企第39号、総務省自治行政局長、国土交通省不動産・建設経済局長名にて発出された、先ほど申し上げましたが中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について要請がございまして、それに準じた対応を行っていきたいと考えております。

具体的には、やはり工期の大幅な変更も視野に入れておりますし、今、給食センターにつきましては令和9年度を完成の見込みでしております。そういった中で請負代金は我々の予算の増額も見込まれるやもしれません。これについては議会の皆様のご理解をいただき、協力をいただきながら予算の確保も行いながら、しっかりとした事業が推進できるようにしなければいけないかと考えております。

あと、先ほどのスライド条項等については契約後のことですが、それはしっかりと契約条項に基づいて対応しなければいけないと考えております。

先に議員からご指摘の発注前のことについては、しっかりと今の情勢を見極めた単価、そして見積りについてもしっかりとその辺が影響が出ないような設計について取り組むべきであると考えておりますし、事業化、公共工事を扱う課長の皆さんについてはその辺も随時情報を取りながら、何かそういった不安材料が出たときには速やかに報告、また県、国の所管課と協議を行うように通達も来ておりますので、その辺については指示をしたところでございます。

○9 番（久田 高志議員）

分かりました。やはり予算増額も恐らく発生すると思っております。そういったときにちゃんと議会に説明できるような積算根拠を示していただければ問題ないと思っておりますので、ぜひその辺はしっかりと根拠を示していただきたいと思っております。

もう一つ、現況で例えば今年度末の工期とかには影響は出ていなく、工期は遵守されているという認識でよろしいでしょうか。

○永野 延浩建設課長

建設課におきましては、これまで5件の工事を発注しております。その中では、今、資材高騰による契約額の依頼とかはまだ出てきておりません。

今後、6月以降に発注する工事においては出てくるものと思われますので、その辺もスライド条項をよく加味しながら検討してまいりたいと思っております。

○9 番（久田 高志議員）

そうしたら、今年度末の工期には何ら影響は出ていないと、工期は全部遵守されているという認識でよろしいわけですね。

○永野 延浩建設課長

お答えいたします。

今のところ影響は出ておりませんが、聞くところによると7月からアスファルトが1万円ほど上がる見込みという話を聞いております。それに伴って土木工事においては若干の変更が伴うものではないかと予想しております。

工期については、建設課においては問題ないと考えております。

○9 番（久田 高志議員）

分かりました。アスファルトもだし生コンもちょっと上がるような話もちろほら聞こえつつあります。そういったところもしっかり加味をして影響の出ないようにしていただきたいと。

ここで少し視点を変えて、先ほどの賃上げとちょっとつなげていきたいと思っ

いるんですが、公共工事の積算をするに当たり、今、人件費、要は1人工当たり幾ら、社会保障費幾らということで積算されていると思うんですが、大体1人工当たり、今、平均値でいくとどのぐらいの積算をされているものなのでしょうか。

○永野 延浩建設課長

普通作業員でよろしいでしょうか。普通作業員でしたら2万円を超えるぐらいだと思っております。

○9番（久田 高志議員）

そこだと思っています。1人工当たり平均値でいったら大体2万円程度、そこに社会保障費、社会保険等の加入費用の支援として1万円程度、9千円ぐらいでしたかね。恐らく1人工当たり3万円ぐらいの設定がされていると思います。

ここを少しかさ上げすることは難しいんでしょうか。そこを少しかさ上げしてあげてしっかりと従業員側に、恐らく全額はもちろん会社を維持する上では不可能だと思っておりますが、少し公共工事だからでき得る賃上げの一つの策ではないかなという思いがあるんですが、その引上げというのはやはり難しいんでしょうか。もちろんチェックつきですよ。

○永野 延浩建設課長

補助事業においては難しいと感じております。県のチェックがありますので県のほうで多分はじかれると思います。

○9番（久田 高志議員）

そうであれば、小規模の町単とかで発注するようなものに関しては可能性はゼロではないという認識でよろしいでしょうか。

○永野 延浩建設課長

ゼロではないとも言いきれませんが、ちょっと検討させてください。

○9番（久田 高志議員）

ですので、先ほどのそういった中小企業の支援というところで、少しそういうところにひねっていけなかったのかなと、そういったことを支援してあげることによって従業員の方々の賃金が少しでも上がれば物価高騰対策にもつながっていくんじゃないかなという思いでしたので、こういった質問をちょっと混ぜてみました。

ぜひ、取り組める範囲で結構だと思っておりますので、町単においては可能な限りそういったことも努めて、そして、それがしっかりと従業員に届いていることをチェックすることです。そこが一番大事だと思っておりますので、ぜひその辺も頑張ってください。

いずれにしても大型公共工事は発注されております。今後、やはりいろんなところに影響が出てくることも想定されておりますが、ぜひしっかりと乗り越えて完成

できるように頑張っていたきたいと思っております。

それでは、3項目め、観光行政、わいど〜むのイベントスケジュールということで、7月、8月闘牛で観光闘牛を、今、模索をしていると、あとはハロウィンに関して10月下旬頃、これは何度も質問した記憶もあるんですが、これは3回だけなんです。3回だけ。今から観光闘牛が何回開催されるかは不明なんです、ほかのイベントとかそういったものは考えられなかったのか。もう5月4日に闘牛大会をしてから1ヶ月以上何のイベントもされていないんですよ。

町民の方々が、せっかくあれだけのものを造って、多額の金をかけてしたのにあれはもったいないんじゃないのというご意見を率直にいただいております。これは何か、町長、施政方針でも言われておりましたけれども、スピード感を持って対応という、「つくる」から「使う」、「使う」から「育てる」、スピード感を持ってという施政方針をされたんですが、今のこの流れを聞いて率直にどうお考えでしょうか。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

確かに、私の中で基本理念として、つくった、それを有効活用する、そしてまた使って、そこに人材を育てていくという、そういう流れをつくっていきたいというふうに考えております。

また、今、民間の事業者を含めて、そういった方々に関係する所管課を含めて盛んに働きかけております。また、本土の観光事業者にもそこについてはしっかりとPRしておりますので、まだまだ軌道には乗っていないんですけれども、そういった観念の中で有効利用できるような、そういった施設につくり上げていければと思っております。

○9番（久田 高志議員）

非常に遅すぎると思います。これは、町長、昨日今日でできた建物じゃないんです。4年も前から造ることが計画されて、4年間も時間をかけて、4年間も、闘牛大会が何回というのは少しおかしいんじゃないのかなと思います。

全てそうなんです。結局、物を造ってそこからゆっくりゆっくり考えて、要は赤字を出さないでねとお願いしますよと、せめてランニングコストぐらいは捻出されてくださいよという質問をしているわけです。

あんまり、町長、大きく考えなくても、やはり本町においては民謡日本一の方々やミュージシャンの方がいらっしゃいます。例えばダンスをされている方々もいらっしゃいます。そういったところを少しずつ集めていってイベントをすることによってそれぞれの集客が見込めるはずなんです。まず小さいことを始めながらその

間にでかいことを挟んでいく、ゆっくり考えていたら来年度末はまた赤字ですよ。

町長就任されて、後で触れますけど、このうおっちょだっでもうかれこれ8千万円、1億円以上近い赤字なんですよ。3年間で。やはりこれは相対的に、できた以上、やはりランニングコストぐらいは捻出する。その闘技場に関してはですよ。

そこで集客をすると、それこそ農産物の販売所にしても隣のあそびつくすにしても利用者がおのずと増えるはずなんですよ。なので何でもいいから人が集まるイベントを少しずつでもいいから回数を重ねていくことなんですよ。今からゆっくりとかじゃないんですよ。できることからまず取っかかっていたきたい。いかがでしょうか。

○森田 弘光町長

まさしく久田議員のご指摘のとおりでございます。いろんな今できることからやっていく、また松山議員からもいろんな子供たちの遊具のお話もありましたし、そういうことを含めてできることからやっていって、活性化を図っていければと思っています。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ、このわいど〜むに関しては、せっかくできた建物です。負の遺産にならないように、これでもう一つだけちょっと気になることがあるんです。この落成のときにマスコミ報道で建設費用11億円という数字がネット上でも流れているんですが、これは14億円の間違いじゃないんでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

今、マスコミからの報道の数字というところになりますけれども、それは間違いであります。13億円であったと思いますので、我々はそのように報道があったときは正確な数字を報告させていただいてはおります。ちょっと17億円のほうはちょっと……。

○9番（久田 高志議員）

MBCのほうで11億円という表示がされておりました。それは構わないんですが、あと、このイベント時に、一度、闘牛大会を開催したときに何かしら総体的に見た反省点はなかったでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

まず、5月4日の全島一闘牛大会でございます。その前後には当たると思います。当日は先ほど島議員さんからもお話があったように駐車場の不足が見られました。あわせて、前後になりますけれども、私も闘牛には詳しくなかったんですが、その

大会を行う際にやはりその大会に出場する牛の要はトレーニングを2週間、3週間前からの慣らしと言いましょいか、そういうのも必要だといふところで闘牛関係者のほうから相談いただいたので、そこは何とかちょっと相談して解放した経緯もございます。

終了後は、一番気になったのは来場者が立ち去った後のごみですね。そういった辺りがどうなのかといふところも確認はしましたが、やはりそう全てはうまくいくもんじゃないといふふうには感じた次第であります。

そういったところをまた今後どのように解決していくかといふのは、要は協会さんになると思いますけれども、協議していきたいといふふうには考えております。

○9番（久田 高志議員）

私の耳に入ったのは、食べるところが何もないと、要はうおっちょにしてもキャパ的に不可能なんですよ。あれだけのお客さんが入って、あの近辺で何も買って食べる物がないと、イベントで闘牛関係者が持っている弁当も売ってくれと、売って食べさせてくれといふぐらいの方がいらしたのも事実です。

そして、食べるところがないからみんな空港のほうに流れて、空港がすごく騒動していたみたいです。やはりせつかく人を集めて手ぶらで帰すといふのは、もう少し踏み込んで考えていくべきじゃないのかなと、例えば町内の仕出し業者さんあたりに相談をして弁当の販売をすとか、何かしら考えていかないと、結局、経済効果がないわけですよ。どうかその辺も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

今、久田議員のご指摘のとおり闘牛大会のときには出店がありませんでした。実はここはちょっと我々もなかなか想像できなかったんですが、まず初めてだったので近くにある直売所さん、そしてうおっちょ、あと近隣にある飲食店に波及できるようにそのときは飲食店を制限した経緯がございます。

そこを踏まえたときに、うおっちょについては我々の所管でありますので、相当数が来るだろうといふふうに見込んでいて弁当なるものを準備はしていたんですが、予想以上にお客さんが来島されて対応しきれなかったところはまずございました。

そこについては、うおっちょのスタッフと大会後、ヒアリングをしながら、打合せをしながらその辺りのまた反省点といふところで、次回の大会時にはそういったものも準備できるようにしていこうといふふうにはスタッフとは話をしたところでございます。

おっしゃるとおり大会当時はそういった出店はなかったもので、そこは今後、反省

しないといけないところだと感じではおります。

○9番（久田 高志議員）

ぜひとも少しずつでもやはり本町にお金が落ちていくような、使っていただけるような、そういった施設にしていきたい。

あと、このイベントに関してもなんですが、8月の闘牛大会が計画されているようでございます。これは伊仙町とバッティングしているのは情報をお持ちでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

承知しております。

○9番（久田 高志議員）

そういったところも、しっかり両町闘牛協会の方々と協議をしていただいて、なるべくバッティングしないようなやり方をしていきたいなという思いでございます。

いろいろと反省するところもあろうかと思います。もう細かいことを言えばちょっと切りがないんですが、そういったところは、今後、しっかりとぼつぼつ改善していければいいと思います。早急にしないといけないことは、やっぱりイベント開催時の食料確保ですね。ぜひお願いしたいと思います。

町長、本当にこれは町としての責任ですよ。厳しい言い方をすると、町長の後援会で選挙のときに公約としてチラシも配付されております。赤字施設にならないように、ぜひランニングコストぐらいは確保して、覚悟を持ってこの運営に取り組んでいただきたいということを要請しておきます。

それでは、次のうおっちょのほうに行きたいと思います。

先ほどの1回目の答弁で、3年間で確かに前年度から売上げは伸びております。これも関連施設のそういった影響も非常にあったかと思います。だから、ここももう少し手を加えればもっともっと売上げが伸びたんじゃないかなというところがございますが、これは令和5年4月30日に開設して丸3年経過しております。先ほどちょっと触れました累積赤字は幾らぐらいになっているのでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

実質の部分で申し上げますと、約7千300万円の赤字でございます。

○9番（久田 高志議員）

そういうことでございます。ぜひ、その関連施設が全て条件整ってきておりますので、あとは工夫、やり方次第でもう少し改善していけると思っております。決し

て赤字だけが悪いという意味ではないんですよ。この後、質問しますけれども、赤字だけが悪いという意味ではありません。私はその内容にちょっと問題があると思っておりますので。

これは以前に質問しておりますけれども、この件に関してもう毎年3回目ですよ。取り組んでいますけれども、これに関する収支報告、決算書等をもう議会側に提出してくださいという質問した経由がございますが、一度ぐらいそういったのを出していただけないものなんでしょうか。そうしたら、もうこういった細かいところを触れなくて済むような気がするんです。やっぱり難しいのでしょうか。出せないのでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

決算書を提出するように準備いたします。

○9番（久田 高志議員）

それでは、少し視点を変えていきたいと思います。

このうおっちょは水産業振興のために設置をされた施設でございます。今、ゆいの里あまぎの漁業集落の会員の皆様の総数は何名か持っていないですか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

すみません。組合員数の数字は、今、こちらに控えておりません。申し訳ございません。

○9番（久田 高志議員）

最近、後ろに密漁防止のステッカーを貼っている車をかなり見かけるんですよ。相当数の漁業集落の方がいらっしゃるのかなという思いがございます。

その中で、この施設を利用されている方、そこに納入をされている方、3年経過しますが、令和5年、令和6年、令和7年度と何名程度が利用されているのかお尋ねしたいと思います。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

すみません。令和6年と令和7年で申し上げますと、令和6年が21名、これは漁業集落さんの組合員さんで卸された方です。令和7年は20名というところになっております。

○9番（久田 高志議員）

ちょっと分母が分からないので申し上げにくいんですが、この数が多いのか少ないのが非常に気になる場所なんです。毎回申し上げております。漁業集落の

方々の利益につながるようなものであれば多少の赤字というものは、それで漁業集落の方々が全体的に経営がうまくいったり、いろんな漁具を購入したり、だんだん独り立ちしていけるような、そういったものであればどうこう言うつもりはないんですよ。

これは二十何名と言っていますけど、スポット的に入れている方じゃないですか。常時納入されている方、たまのスポットで入れておられる方、要はこの漁業集落の方々からいろいろな不協和音が聞こえてくるわけですよ。だから全体的にこの施設が有効活用されているかと、その確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

後ほど漁業集落の全体数については休憩中に確認させていただきたいと思います。

以前からそういったお話は一部の漁業集落さんから伺っております。と言いますのが、我々がこのうおっちょを立ち上げた際にお魚の活け締めという新しい技法の習得の講習会を何度かやらせていただいております。この講習会を受けた方々が、今、積極的に納めているというふうには伺っているんですけども、これがなかなかまだまだ全ての漁業者の方にできていないところもありまして、ここをしっかりともうちょっと我々のほうでもやっていければ、さらにうおっちょにだけではなくて全体の所得アップの向上にもつながると思っていますので、そこをまずしっかりやっていきたいなと思っています。

○9番（久田 高志議員）

そこなんです。課長のところにもやっぱりそういった声が届いているようでございます。この漁業集落の方々の融和に向けた取組、やはりあっちがこっちが誰がこれがという話がいっぱい聞こえるわけですよ。そこはやっぱりもう役場しかないでしょうね。中立的な立場で漁業集落の方々のご意見を取りまとめて、そして妥協案を示したり、いろんな改善策を示したり、もちろん活け締めが難しいようであればできるまで何度となく講習をしてあげるとか、またほかの販売方法を模索してあげるとか、要は漁業集落の方々が分け隔てなくみんながそこを活用されていれば、こういった質問にはならないと私自身も思っていますので、ぜひその辺はきめ細かく取り組んでいただきたいと、これは切に要請しておきます。

あと、このうおっちょの営業時間が、今、4月から変更になったのかな、ちょっと時間的に短くなったり、どういったシステムで営業されているのかお尋ねしたいと思います。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

令和3年2月から、時間の短縮ではないんですけどもランチタイムというものを設定させていただきました。11時から3時までで、3時以降は移動販売の準備をするために3時以降はランチタイムを一度やめて、そこから3時以降は各集落を回るための移動販売の準備をしております。今現在、そういったスタイルで回っております。

令和8年3月に、すみません、価格改定も少しさせていただいております。事前に貼り紙など、またSNS等を通じてそういったところは周知をさせていただきましたが、今現在、そのランチタイムという時間で営業時間は変わりはないんですけども、会計年度職員と短期の、要は人件費の縮小を目指しながらそういったところに取り組んだところでございます。

○9番（久田 高志議員）

その営業時間なんですよ。11時から15時、3時でランチタイムを閉めた後はそこにあるお魚の販売とか、加工したものの販売をしているというだけなんですか。もう店の中にお客さんは入ってこないんですか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

そのランチタイムというのは3時で終わりなんですけれども、以降、惣菜とかも陳列しておりますので、あと丸の冷凍鮮魚といったのはそちらで陳列して、5時まで販売しているところでございます。

○9番（久田 高志議員）

これは人件費もかかることですので、毎日とまで言いませんが週末土日ぐらいは3時以降も軽食なり何なりをちょっと、と言いますのは日曜日に闘牛の稽古大会とかそういったのがあって子供たちがいたり、アイスクリーム食べたいねと言ったら、あのとき私が行ったときは日曜日で多分3時以降だったと思うんですが、もう店は完全に閉まっていたと思うんですよ。

ですのでこういった質問をしているんですが、アイスを食べたくて来たのに買えないねと言って帰っていった子供たちがいたので、ぜひそういったところもちょっとした軽食ぐらいは、サメバーガーとかもあったんじゃないですか、あまり手のかからない、込まないちょっとした物ぐらいは何か提供できるような形はできないものなんでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

今のお話については、またスタッフと確認させていただいて、基本的には土日といったところは可能だと思いますので柔軟に対応したいと思います。

あわせまして、本定例会において議案も上程させていただきますので、その辺りでも議論にはなると思いますが、柔軟に対応できるようにはしていきたいと考えております。

○９番（久田 高志議員）

分かりました。ぜひとも、まず漁業集落の方々の融和を図っていただいて、全員の漁業集落の会員の方々が有効活用できる施設に持って行っていただきたいということを要請して、次の質問に移ります。

政治姿勢についてということなのですが、これはしつこいようなのですが、この経緯の説明ですよ。町民の方々から、もう経過年数もたつてよく意味が分からんと、何がどうなつてこうなっているのとちゃんと説明を求めるべきじゃないかというご意見をいただきました。

先ほど２つ答弁いただいている理由と損害額の認識ですね。これについて、まず答弁を先にいただきたいと思います。

○禰 清次郎副町長

お答えいたします。

この件につきまして、これまでも再三にわたり答弁をさせていただきました。天城町の防災センターの新築工事A工区についての未竣工工事でございます。

平成２７年２月２０日から平成２８年３月２４日までの工期で工事を行っていましたが、この本件工事の進捗が予定より遅れ、完成が遅れておりましたが、国の交付金受入れのために平成２８年３月２４日に完成したものとして書類を作成、交付金請求を行っております。

実際の完成日はその後であります。未竣工、完全に完成していない一部未竣工ということで受領した国費について国のほうから返還命令を受けたものでございます。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１７条第１項による交付決定の取消しを受け、併せて同法第１８条第１項の返還命令を受けました。これによって、交付決定取消額が元本でございますが４千２９万８千２２５円、返還期限が令和３年４月３０日でございます。先ほどの法に基づき令和３年４月３０日に全額国庫返還を行っております。

また、あわせて加算金２千２１８万４千１７２円につきましては、交付金の受入れを行った日から返還を行った１千８３５日間を対象としたものであり、令和３年５月２４日に納付を行っております。

また、あわせて辺地対策事業債借入金額が４億８千３２０万円、借入れが平成２８年３月２５日、このうち防災センター事業分としては３億２千９８０万円でご

ございました。繰上償還として、うち８４１万７千３４２円、利子が６万３千４０６円、これに対する加算金が２１２万９千２９６円、合計、辺地対策事業に係る部分であります１千６１万４４円を令和３年１１月２５日に納付を行っております。

以上が、天城町防災センター未竣工工事Ａ工区に関する部分でございます。

○９番（久田 高志議員）

総額にすると大体７千２００万円ぐらいが損害という認識でよろしいわけでしょうか。

○禰 清次郎副町長

先ほど申しました元本、加算金、辺地対策事業債を合わせるとそのような金額になっております。

○９番（久田 高志議員）

分かりました。それを１回目の答弁でいただければもう少しよかったのかなと思いますが、もう少し町民に分かりやすく言うと、終わっていない工事を終わったと偽って国に交付金を申請して支払いをしたということなんですよ。

要は、工事が終わっていれば問題なかった。その時点でちゃんと手続をして、打ち切りとかいろんなやり方があったんでしょうけれども、その加算金が発生することはなかったんじゃないかなという思いがございます。

今もそうなんですが、この工事が完了していない時点でお金を支払うということは普通に当たり前のことなんでしょうか。私は多分とんでもないことだと思っているんですが、今もそういったことはあるんでしょうか。

○禰 清次郎副町長

結論から言うと、ありません。公共工事請負業者から完成届け書類が出てきます。それをもって２週間以内に発注者は現場の検査を行います。手直しがある場合は手直しを指示しますが、設計どおりの現場が完成していた折には、その現場の工事目的物引渡書を受け取り、そして４０日以内に支払いを行わなければなりません。ですので、現場が完成していなければ請負代金の支払いは行いません。

○９番（久田 高志議員）

分かりました。

これは、町長が令和６年１２月１２日に証人尋問に出廷されたときの証人調書の一部をちょっと読ませていただいたんですが、もちろんこの損害金約７千２００万円のマイナスを町長はそのときお認めになったわけですよ。私はすごく本当に正直な方だなと思いました。それで、当時の課長会の方々が寄附された２１０万円がこの約７千２００万円をベースに案分されて減額をされているわけなんです。

それと、これは以前に質問があつて、共謀という言葉、たしか平岡議員だと思いますが、そのときに町長はかなり憤慨をされておりました。ところが、その裁判の証人尋問のときに、この申請に当たってどなたか1人でも欠けていたらこれが成立したかという質問に対して、町長は、いや、それは成立しないだろうと、成立しなかったというふうにお答えをしております。

そこで、ちょっとまた後で細かくそこは触れますけれども、先ほどのマイナスと言われるこの損害額、裁判で争われている分、これは前回もちょっと質問したんですけれども、加算金の2千200万円分については控訴審で争われております。

この一審から辺地債分の加算金、これは裁判にも加味されていない金額なんですよ。これに関して、もうそのまま知らぬ存ぜぬなのか、ちょっと気になるんです。こういったもの、今、争っているものと争っていないものがあるわけですよ。これに関して何かもうちょっとすっきり潔くお支払いできないものかなという思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

○森田 弘光町長

お答えいたします。

まずは、第一審で住民訴訟という形で、元金プラス加算金全体が町が損害を受けたから、それを町は関係する人たち、また事業所、これは法廷用語で補助参加人というようですけれども、補助参加人に請求しなさいということでありました。

その中で、その元金については損害ではないということを第一審で認めたわけですが、加算金については町の損害であると、そういう中で、補助参加人の皆さんがそれぞれ損害を補填するという意味で2千200万円余のうちに1千800万円余は町のほうに納入した。これは補填金として認めるべきだということでしたけれども、第一審の中では認められませんでした。

その中で、今あるのが2千200万円の加算金のうち1千800万円余は補助参加人が払っているからそれを認めるべきだということで、今、裁判が争われているかと思っております。

その第一審の中で、今、久田議員のおっしゃっている辺地債に係る加算金220万円相当については争われておりません。ただ、これは町としては加算金として支払っておりますので、それをじゃあないがしろにするのかということについては、これはまたこれからの課題かと思っております。

やはり、この第一審の1千800万円余をどのような形で、第二審、高等裁判所が判断するかということの中で、またこれから私たち、私は天城町を代表するという立場もありますし補助参加人の中にも入っていますので、天城町としてこれについてはどのような判断をするかということは、第二審の中でその判決を待ちながら

考えていく課題かというふうに町長としては考えております。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。では、その辺はまた注視していきたいと思っております。

先ほどの答弁で、工事が終わっていないのに支払うことがあるのか、それはおかしくないかと、そういうことはないと言われていましたよね。ところが、この控訴審の天城町側の準備書面の中に請負代金の支払いは契約上の義務に基づく支払いであると、終わってもいないのにこういう主張を裁判でされるというのはどういうことなんでしょうか。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時14分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど久田議員より質問のありました「うおっちょ」の漁業集落組合員数のほうを、梅岡商工水産課長より、ご報告いただきます。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

天城町の漁業集落の世帯数ですが、令和6年度40、令和7年度44世帯となります。申し訳ございませんでした。

○議長（上岡 義茂議員）

再度、久田議員、質問のほうお願いします。

○9番（久田 高志議員）

先ほどの答弁で、仕事が完了していないのに支払うことはないということでありましたけれども、この控訴審の準備書面では、請負代金の支払いは契約上の義務に基づく支払いであるため、違法ではない。また、仮に違法だとしても、というような文言があるわけなんです。これはどういった意味なんだろうということなんです。

○裨 清次郎副町長

その書類については、私、先ほど確認をしましたが、私が答弁したことについては、そのとおりです。現場が完成していないのに、請負代金の支払いは行わないということでございます。

今、議員がご指摘、先ほど確認をさせていただきました件については、ちょっと

確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○9番（久田 高志議員）

ぜひ確認をされてください。町の意見と相違があるような気がします。これは、弁護士の方としっかり協議をして、修正するなら修正するなりの手を打っていただきたいと思います。

それと、もう一件あるんです。この訴外の担当職員、証人尋問にも来られました。そして、いろいろと説明を聞く中で、その証人尋問の中で話を聞く中で、かなり深く関与されているわけですよ。かなり深く。この職員は、このまま、この時点から、当時の時点から、何ら処分もされていないような気がするんですが、この中で、その尋問の中で、最終の完了したとされる日付、これは令和3年6月4日付で、鹿児島財務事務所長宛てに、不正事件報告書として公文書を提出されております。

この5月14日という日付、これはこの証人で来られた訴外の職員も、5月中旬頃だということを発言されておりますが、この日にちで間違いはないということでしょうか。

○裱 清次郎副町長

令和2年、1年間かけまして、県の主管課、天城町建設課において、この実際の完成月日について検証が行われました。

そういった中で、関係者、また、請負者等との聞き取り、ヒアリング、その当時の設計書類等を精査しながら、3者での完成月日ということで、私のほうは報告を受けております。

ですので、そういった1年かけた中での完成月日ということで認識をしております。精査した上です。

○9番（久田 高志議員）

はい、分かりました。これ、この承認は、宣誓もしておりますので、もしやすると偽証罪になる可能性もあります。

そして、この前段にありました調停のときの資料です。当時、松山議員だったと思いますが、資料としていただいて、かなりの分厚い資料だったと思っております。その中から、いろいろと精査をしていくと、何か不自然な日にちがいっぱい出てくるわけです。この担当職員も、当時、我々に開示するものと見せなかったものがありました。そういった中に、こういった資料も隠蔽されていたんじゃないかなという思いがございます。

これは調停のときの証拠資料として提出されておりますので、間違いのないと思っておりますが、まず注文書が、5月31日付で注文書が発注されております。それから、下請事業者の設定された工期が、28年5月28日から28年6月30日と

いうふうに設定されております。さらに、施工した事業者、7月の1、2、4、5、6と、チャットワーク、取付け、現場加工明細ということで、リンク数が提示されております。

さらに施工日です。ブラケット製作取付け、ブドウ棚ブラケットです。8月の2日、3日というふうな作業の資料が上がってきております。これは先ほど、副町長にも同じ資料を渡しておりますので見ていると思いますが、この件について率直にどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○裊 清次郎副町長

先ほどもお答えしました。1年かけて、県の窓口、そして天城町の建設課、請負業者、当時の関係者で聞き取り、ヒアリング、関係書類等をした中で、報告を受けた日付と、先ほどご指摘がありましたが、ちょっと相違があるなということになったと。なんといいですか、びっくりというか。率直にということ、違うなということとは感じました。

○議長（上岡 義茂議員）

久田議員、時間も迫っていますので、調停中でありますので、簡潔にまとめてください。

○9番（久田 高志議員）

もう少しで終わるところなんですけれども、そういったことでございます。

この訴外の職員及び、本当に町側が反省をされているのかなと、こういったものを隠しつつ、あまり表に出したくなかったんですよ。ところが、何か口だけの反省に感じてしまって、こういった答弁書といいますか、準備書面とかに目を通すと、そこまでするのであればここまでやろうかなという思いでございました。

この担当職員についても、偽証の可能性が非常に高いです、偽証された可能性が。

しっかりとその辺も精査をして、指導するなり、対応をしていただきたいと、強く強く要請をして、今回の質問を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、久田高志議員の一般質問を終わります。

次に、議席番号7番、昇健児議員の一般質問を許します。

○7番（昇 健児議員）

町民の皆様、こんにちは。質問の前に、朝にも皆で黙禱をささげましたが、先月、議員としては、私と同期であります大吉議員が逝去されました。改めて、ご冥福をお祈りいたします。また、長年の議員活動にお疲れさまでしたと感謝の意を表したいと思います。

それでは、先般の通告に従い、質問をいたしたいと思います。

1 項目め、スポーツ振興について。その 1、ナイター照明器具の導入について。

2 点目、スポーツ少年団や各種スポーツ団体の遠征費、宿泊費が高騰する中、活動費の助けとなるよう、有償美化作業費の拡充はできないか。

2 項目め、農政について。1 点目、人手不足の中、近年増加傾向にある外国人労働者の受入れ体制について。

2 点目、物価高騰の中、ばれいしょの不合格品等未活用食品を低価格で買取り、非課税世帯や多子世帯へ配布するなど、有効活用はできないか。

3 項目め、観光行政について。1 点、観光資源のブラッシュアップとして、前野展望台の土留め対策や日陰対策等、再整備はできないか。

以上、3 項目、4 点について、1 回目の答弁を求めます。

○議長（上岡 義茂議員）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○森田 弘光町長

それでは、昇議員の質問にお答えしてまいります。

1 点目、スポーツ振興について。その 1 項目めについては、教育長のほうからお答えいたします。

スポーツ振興について。その 2、スポーツ少年団や各種スポーツ団体の遠征、宿泊費が高騰する中、その活動費の助けとなるよう、海岸漂着物地域対策推進事業等の拡充はできないかということでございます。

お答えいたします。

海岸漂着物地域対策推進事業費におきましては、本町のごみの状況やごみに対する意識の醸成を図ることを目的に、各種団体に報償費を支払い、漂着ごみ等の海岸清掃を行ってもらっております。

近年では、申請団体も増えており、今年度におきましては、昨年度より増額をして予算計上をしたところでございます。

2 点目、農政について。その 1、人手不足の中、近年増加傾向にある外国人労働者の受入れはどうなっているかということでございます。

お答えいたします。

本町においては、外国人労働者の受入れにつきましては、J A あまみ天城事業本部で毎年 15 名前後の受入れを行っております。そのうち 3 名程度がサトウキビ関係、これは主にハーベスタ助手でございしますが、残りはばれいしょの選果場で雇用している、そのような状況にございます。

農政について。その 2、物価高騰の中、ばれいしょの不合格品等の未活用食品を低価格で買い取り、非課税世帯や多子世帯へ配布する等、有効活用ができないかとい

うことでございます。

お答えいたします。

食材として問題のない規格外農産物の活用は、重要な課題だと考えております。ご提言の有効活用につきましても、生産現場や福祉部門と協議を進めてみたいと考えております。

3点目、観光行政について。その1、観光資源のブラッシュアップとして、前野展望台の土留めの対策や日陰対策等、その再整備はできないかということでございます。

お答えいたします。

前野展望台につきましては、これまで、平成26年度からですが過去3回、提案型まちづくり活動支援交付金を活用して、集落においてその整備を行っているところでございます。現在では、天城町内を一望できる観光スポットとして、多くの方々に親しまれている場所と認識しております。

その再整備につきましても、提案型まちづくり活動支援交付金の活用を検討いただくなど、町といたしましても、集落と連携した観光資源の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、昇議員のご質問にお答えいたしました。

○議長（上岡 義茂議員）

次に、教育行政についての質問に対し答弁を求めます。

○院田 裕一教育長

それでは、昇議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、スポーツ振興について。ナイター照明器具の導入についてでございます。お答えいたします。

ナイター照明につきましては、町民の皆様の健康増進やスポーツ活動の充実、さらには施設の有効活用を図る観点から、その必要性についての検討を進めております。

このたび、施設利用者からの要望や利用実態等を踏まえ、移動式の夜間照明器具の導入に必要な経費を本補正予算に計上しております。今後も、町民の皆様が安全で快適にスポーツ活動を行える環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○7番（昇 健児議員）

それでは、今、1回目の答弁をいただきましたが、順次もう少し質問してまいりたいと思います。

まず、1項目めのスポーツ振興について、ナイター照明器具の導入についてです

けれども、数年前から、ある団体よりB＆G総合グラウンドに照明が欲しいという要望はありました。当時はコスト面で設置は難しいという話でしたけれども、今回この、今補正で挙げてきておりますけれども、この移動式照明の導入に至った経緯について、もう少し説明お願いできればと思います。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

各スポーツ団体におきましては、各種スポーツ活動を通じ、地域住民の健康増進や青少年健全育成に取り組んでおります。しかしながら、日中は仕事や学校等の都合により活動への参加が厳しいという意見が多数を占めております。特に屋外施設に関しましては、十分な照明施設が整備されていないため、スポーツ活動に支障を来しており、活動時間の制限や安全面で課題が生じております。

そういった屋外活動をする方々の各団体の要望を受け、今回新たに移動式の照明器具の導入を検討させていただき、先ほど教育長のほうからも答弁がございましたが、補正予算で計上させていただいております。

これを導入することにより、安全なスポーツ環境が確保されるとともに、子供たちから高齢者の幅広い世代が利用しやすくなり、地域スポーツの振興や、町民の皆様方の健康づくりの推進につながると考えております。

○7番（昇 健児議員）

ある方から来年度の当初でという話もちよっと聞いたものですから、今回この質問を出したのですが、早急に補正で対応ということで、関係者も喜んでおります。

移動式ですので、様々な場面で活用できると思いますけれども、どのような場面での活用を今後想定しているのか聞かせていただきたいと思います。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

今回導入するLEDの投光機は、先ほど議員のほうからもありましたが、移動式になっております。多機能に使用できるのではないかなと、社会教育課としても考えております。

例えばB＆G、テニスコートのテニス競技等の練習、先ほどありましたが陸上競技場で行うサッカー競技等の練習等。また、移動式になりますので、各保育所等で夏祭りが開催される旨、駐車場の安全面も考慮しながらの使用とかも、そういった多機能にこの移動式のLED投光機に関しては使用できるのではないかなと考えております。

○7番（昇 健児議員）

そうですね。夜間イベント等、様々な活用方法があると思います。主に屋外での利用が主になると思いますけれども、照明度についてちょっと調べてみました。

スポーツでの利用など、広範囲を照らす場合には、1万lm以上、ルーメンというのは照度を表す単位のようなのですが、今回購入される予定されているものはどのくらいの照度なのか、また三脚のような形ではないかと思うんですけれども、高さがちょっと低いと、2m以下なんかですとまぶしかったり、2m以上、こういった高さが必要になってくるのではないかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

以前、総合運動公園のテニスコートに整備をした投光機が、1基当たり、ワット数なんですけど254Wになります。先ほど議員のほうからありましたルーメンですが、照度といたしましては、3万1千500lmというふうになっております。今回購入予定の投光機は、300Wになっておりまして、その照度、明るさに換算しましたと約4万lmという明るさを確保できます。なので、今、総合運動公園テニスコートに4基つけておりますが、その1基当たりの明るさ、照度につきましては、今回の投光機で十分対応できるという認識をしております。

○7番（昇 健児議員）

はい、分かりました。十分だと思います。

あと、その管理場所といいますか、貸し出す場所、管理するところですか。また、その貸出し料金、こういったものについてはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

今回の補正で、B&G海洋センターの管理をする予算のほうに計上させていただいておりますので、B&G海洋センターに申込みを、整備をされた暁には申込みをしていただきたいと思いますと思っております。

今回、すいません、こうやってLED投光機が話題になり、議場でも話題になって、これが導入されて、各種団体、いろんな方が多分、配置になったら使っただけだと思いますので、B&Gのほうで、ちゃんとした予定管理表みたいなものを作成して、バッティングしないような形も、今後、その管理事務をしていきたいと思っておりますし、利用料、使用料については無料で、今のところは考えております。

○7番（昇 健児議員）

太っ腹ですね。素晴らしいと思います。

スポーツ振興、またイベント等においても活用できる大変貴重な機材になると思います。利用者に対しての注意喚起など、維持管理にもしっかりと努めていただくよう要請しまして、次の質問に参ります。

2点目。スポーツ少年団や各種スポーツ団体の遠征費、宿泊費が高騰する中、活動費の助けとなるよう、先ほど事業名が違いましたが、有償美化作業費の拡充はできないかということですが、近年、物価高騰に加えて、渡航費や宿泊費も上がっております。肌間隔ですが、この数年で1.5倍くらいになっていると感じております。

部活動では、少子化によって部員数の確保も課題となっておりますが、年々増加する金銭的負担においても悩んでいる親が多いのではと思い、この質問をさせていただきました。

関連することなので、ちょっと聞いておきたいのですが、教育委員会総務課と社会教育課において、毎年遠征の補助をされていると思いますが、渡航費だけだと思うのですが、補助の対象というのは。渡航費に対して、今、徐々に上がってきておりますけれども、その渡航費に対して定額なのか、それとも渡航費に対しての割合で補助しているのか、確認しておきたいと思います。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

教育委員会総務課のほうでは、天城町立学校児童生徒派遣補助金交付要項に基づきまして、大島地区中学校総合体育大会、鹿児島県中学校総合体育大会、また、吹奏楽コンクール、ソロアンサンブルコンテスト、あと、九州大会や全国大会への助成を行っているところです。

今ご質問の補助金の額については、今年度改定を行っており、郡内の場合でありますと、島外航空運賃以内、徳之島一奄美間、2等割引料金、あと、船の場合は、2等運賃の奄美群島住民割引を限度額として補助を行っております。

あと、また県大会におきましては、徳之島一鹿児島間の離島割引、もしくは船の2等運賃ということで、上限に補助を行うこととしております。

○中 秀樹社会教育課長

お答えいたします。

社会教育課におきましては、各スポーツ少年団のほうと天城体育協会のほうに加盟している団体のほうに補助をしております。

また、人数割にはなりますが、一律の人数のほうで計算をして、団体競技に関しましては、上限額が、郡大会におきましては7万円、県大会におきましては10万円の限度額、一律の限度額で支給をしております。スポーツ少年団につきましては、

競技別交換大会がこれからありますが、そこについては、実数に８５％とか９０％の割合で助成を、郡大会に関しましては行っております。

○７番（昇 健児議員）

中学校の補助というのは、離島割の上限額、離島割の渡航費の１００％ということですか。

○山田 悦和教委総務課長

補足いたします。今、補助金の額は、航空運賃、例えば今、徳之島一奄美間ですと、離島割引料金が往復で２万１千３００円になるかと思います。その運賃、２万１千３００円を上限に、１人当たり補助を出すということでございます。

これまでは、補助金の額を、その年その年の離島割引料金等で設定をしていた関係で、ここしばらく料金が変わっておりませんでした。ですので、先ほど議員がおっしゃってありました個人負担が重いというところもございまして、今年度、航空運賃の離島割引料金を上限にということで改定を行ったところでございます。

○７番（昇 健児議員）

分かりました。

あと、もう一点お聞きしたいのが、部員数、少子化によって減ってきていると思います。ですが、渡航費が上がっているということで、毎年組まれている実績予算のほうは、増減はどのようになっているのか、近年。ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○山田 悦和教委総務課長

お答えいたします。

前年度比較で、今年度、当初予算ベースでございますが、１２万円の増額を行っているところでございます。予算の金額としては、小中学校島外競技大会出場補助として、年間予算として３４０万４千円を計上しております。

○７番（昇 健児議員）

分かりました。保護者にとっては、大変ありがたい補助事業ですので、今後もぜひ継続して、続けていただければと思います。これまでは、各部において事業所などに寄附をお願いして費用に充てるということも多かったと思いますが、この形では保護者の心的負担や事業所も毎年のことなので、大変だと思います。そこで、質問にもあるように、有償美化作業、これを拡充できないかということなんですけれども、主にこの事業を行っているくらしと税務課において、近年の実施状況、先ほど増えているというようなこともありました。また予算としては足りているのか、今後増やせないのか、お聞きしたいと思います。

○高 芳征くらしと税務課長

お答えいたします。

現在、海岸漂着物地域対策推進事業費におきましては、先ほど町長からもございましたとおり、各種団体に報償費を支払い、漂着ごみ等の海岸清掃を行っております。

直近5年の予算等、また実績団体等の推移を見ますと、令和3年度におきましては、当初予算を50万円を組んでいたのですけれども、実施団体7団体というところから始まりまして、令和4年度、5年度につきましても団体数は6団体、7団体となっております。

ところが、令和6年度におきましては、13団体が本事業を活用いたしまして、当初予算40万円を組んでいたのですけれども、22万3千円を補正で組み直して対応しているところです。令和7年度におきましても、15団体の活用がございまして、実績額といたしまして、72万円ほど計上しております。今回、令和8年度につきましましては、令和7年度の実績を勘案いたしまして、75万円を計上しているところでございます。

○7番（昇 健児議員）

今年度75万円というのは、まだ始まったばかりですけれども、今年度ももう実績数字は出ているのでしょうか。分かりますか。

○高 芳征くらしと税務課長

お答えいたします。

6月6日時点で、もう既に申請のほうは15団体ほど来ております。実績といたしまして、既に7団体が活動のほうも終えられているところです。

○7番（昇 健児議員）

ということだと、年度末を待たずになくなりそうな勢いですがけれども、それぐらい、やはり需要というか、あるのかなと思っているところです。これ、足りなくなった場合には、例えば補正でまた積み増すとか、そういったことは、考えとしてはどうでしょうか。

○高 芳征くらしと税務課長

お答えいたします。

本事業につきましては、国の補助事業となっております、総事業費のほうがある程度見込まれているところでございます。こちらといたしましても、多くの団体に活用していただきたいんですけれども、決められた予算の範囲内で、申請状況等を見極めながら、補正のほうで対応できればと考えております。

○7番（昇 健児議員）

ぜひ、できる範囲内で、もちろんそうですけれども、できるだけ、そういう需要

に込えられるような予算編成をお願いしたいと思います。

また、今あったように、くらしと税務課にも限度があると思いますので、ほかの課においても、こういった事業が、例えば要請があったときに対応できないかということで伺いたいんですけれども、考えられるのが建設課、そして農政課、また、もしかしたら商工水産課あたりもどうなのかなと思っているんですけれども、対応できる予算、そういったものは今どうでしょうか。それぞれ答えていただきたいんですけれども。

○永野 延浩建設課長

建設課といたしましては、都市公園管理費で225万9千円、秋利神キャンパスパーク管理費として77万円、合計で300万円近くの予算がありますが、これはスポーツ少年団等の予算ではなく、短期勤務職員の草刈りとか、清掃であったり、木の伐採であったり、重機を使ったりした作業の賃金として計上しておりますが、各種団体から要請があれば、お願いして、ビーパーで草を刈ってもらったり、ごみを拾ったりしてもらっている状況です。

昨年度も実績がありますので、また要請がありましたら応えたいと考えております。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

農政課では、3年前でした。国事業がありましたときに、林道の清掃活動で部活動に支援をした経緯があります。今年度はまだ国の事業等はございませんので、森林環境譲与税ともし活用ができるのであれば、林道清掃等、使えるのかも含めて検討していきたいと思います。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

我々商工水産観光課では、管理する施設としましては観光施設になると思います。そういった形、特化した予算組みはしておりません。今、現状。我々観光施設に考えたときに、ちょっと特殊な清掃ですとかありますので、そういったところを踏まえた上で、できるかどうかというのはちょっと考える必要があるだろうと思っております。

数ヶ所限定されると思いますが、少し考えてみていきたいと思っております。

○7番（昇 健児議員）

ありがとうございます。要請があれば対応も可能だということで、こういったことを団体等にいかに伝えるかという課題もありますけれども、この事業を充実させることによって、子供たちへの環境美化の大切さを教える機会にもなりますし、保

護者の負担軽減にもなり、また町としても人員不足により手が回らない箇所等の作業実施ができることにもなると思います。

決して無駄な予算にならないと思いますが、気をつけないといけないと思うのは、その報償に対しての作業量、あと範囲とか、こういったものに不公平感がないようにチェックすることも必要かなと思っておりますが、今後も要請が増えていくと思いますので、対応していただくよう要請しまして、次の質問に参りたいと思います。

2項目め、農政について。1点目、人手不足の中、近年、増加傾向にある外国人労働者の受入れ体制についてですけれども、近年の国内の外国人労働者の推移を調べましたら、13年連続の増加で、現在約260万人とのことです。県内においても増加傾向で、現在約1万6千人余りのようです。

人口減少、少子高齢化に伴い、この状況がしばらく続くであろうと推測できますが、天城町においての現在の外国人数、近年の推移と、先ほど町長の答弁で少し説明がありましたが、もう一度説明のほう、お願いします。

○高 芳征くらしと税務課長

お答えいたします。

くらしと税務課で把握している外国人の数ですけれども、直近5年でいきますと、令和4年4月1日付が43名、5年が44名、6年が47名、令和7年が49名、令和8年の4月1日付で56名と。直近5年では、少しずつではありますが、外国人の方が増えている状況にございます。

○7番（昇 健児議員）

今、説明があったのは、定住者も含めてという人数だと思うんですが、これから増えていくだろうと思うのは、短期労働者というか、そういった方が増えていくだろうなと思っております。

来年、改定もあるようですけれども、在留資格のほうは主に4種類だと思うんですが、1つが一定の条件を満たす定住資格者、2つ目が特定技能技術者、3つ目に技能実習生、4つ目は留学生となっております。

徳之島では、3つ目の技能実習生が今後増えてくると思っているんですけれども、頑張って資格を、特定技能1号とか2号とかなんですけれども、更新していけば、今後無期限で働けるようです。

私の身近にもおりますけれども、こういった方たちは、最初の一、二年は様々な不安、困難を抱えると思います。全国で起きている事件、事故等が起こらないためにも、相談対応できる体制が必要だと思うんですが、天城町での外国人に対応できる窓口的など、こういった体制はどの課で行っているのか、また、多言語に対応する等、この辺りがどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○森田 博二企画財政課長

お答えいたします。

天城町では、外国人のいろいろな相談窓口としましては、企画財政課のふるさと創生室となっております。じゃ、それ相談に来たら、今、対応できるのかといいますと、言葉のほうは、日本語が話せれば対応もできますが、今の状態ではなかなか難しい状況となっております。

○7番（昇 健児議員）

最近、何て言うんですか、変換するような、そういったものもあると思うのですが、こういったものは町としては持っていないんですか。

○森田 博二企画財政課長

日本語、今少し考えられるものとして、外国人の方々が天城町で住んでいろんな子育てであったり医療、福祉、雇用もそうです。そういったものについての話、相談があった場合に対応できるようなガイドブックみたいなのができたらいいねという話はしています。

で、それに対して、あれは何ていうんですか。QRコード、QRコードをそこに付けていって、いろんな言葉にクロームとかいろんなのがあると思いますが、そういったもので、その言語に変わるようなシステムはあるとは伺っておりますが、今実際、私使ったことがないので、すぐできるのかどうかは確認できておりません。

○7番（昇 健児議員）

まあそういう危惧もあるでしょうし、アプリなんかでもたしかそういうのがあったと思います。あと英語も話せるような職員もいたと思うんですけれども、まあそういった方々活用しながら、今後、想定できることだと思いますので、整備して、整備というか体制を整えていただきたいと思います。

もう一点、そういう実習生たちが明るく元気にこう働いてもらうためにも、まあその実習生同士が知り合える場、また地域の住民や外国に興味のある学生などが語り合える場として、年1回でもよいので、食事会的なものを行えないかという提案をしたいんですけれども、これ他市町村でもたしか永良部のほうだったような気がします、行っている地域もあると思います。

すぐなかなかできないにしても、今後検討できないかと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○森田 博二企画財政課長

お答えいたします。

沖永良部のほうで、これは民間事業者のほうでそういったものに取り組んでおりまして、それに集落が一緒になって、食事会というか意見交換会などをやっている

実績も伺っております。

まあ天城町にしてもそういうのを計画できないかということですありますが、町が計画するか、まあ集落が計画するか、また企業が計画するか、そこはまあどうなるか分かりませんが、そういったものに対して、行政としては支援はできるものと思っております。

○7番（昇 健児議員）

ぜひ、そのまあ永良部のほうなどの情報も得つつ、何か問題があって、今やっていないかもしれませんし、そういった情報も得つつ、まあ検討いただければと思います。

事業者にとっては、これからますます頼らざるを得ない人材だと思います。地域の活性化にもつながり、また安心安全なまちづくりのためにも、受入れ体制を、地域との交流の場等整えていくよう要請しまして、次の質問に参りたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。4時15分より再開します。

休憩 午後 4時04分

再開 午後 4時14分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

昇議員。

○7番（昇 健児議員）

2項目の農政についての2点目、物価高騰の中、ばれいしょの不合格品等未活用食品を低価格で買い取り、非課税世帯や多子世帯へ配布する等有効活用できないかということです。

午前中から、ほかの議員からも似たような質問もありましたが、この二、三年で物価が倍ぐらいになっていると感じております。多くの労働者においては、最低賃金の改定もあり、物価上昇率には及ばないにしても、多少上がっている方も多いと思いますが、一番大変なのが、理由があって働けない方や年金生活者、そして多子世帯の方々だと思います。そういった方々に重点的に何か支援できないものかと思いこの質問を取り上げました。

まず、ばれいしょの不合格品とされるのが主に疫病、そうか病、青物、傷物、小玉の物だと思いますけれども、疫病と青物以外は食用として活用できるにもかかわらず、ほとんどが廃棄されているという、私は認識ですけれども、この認識、間違っていないでしょうか。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

そうか病は、表面にかさぶたみたいなものがつきますが、皮をむいてしまえば普通に食するに問題がございません。今、農家の所得向上からも、不適合品、現在廃棄または安価な価格で取引されているのが現状でございます。

○7番（昇 健児議員）

この小玉のやつも大分、畑によっては出てくると思うんですけども、これももったいないと思っていて、例えば都会なんかですと高級料理店とかにそういうものが使われているというふうなことも聞いたりしたこともありますし、食用として私も食べたことがありますけれども、非常に食べやすいですし、美味だと思うんですが、こういったものは、農協というか選果場では取っているんですか。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

小玉は、規格外ということで、規格外品として扱われております。

○7番（昇 健児議員）

ということは、廃棄されているということですよ。

ぜひそういったものも含めて、私が勝手に思い描く形というのが、例えば農繁期に短期で雇用をして、不適合品の受入れ、そして選別で、低価での買取り、そして低所得者への配布、この配布については対象者に、例えば非課税世帯とか、それに当たる方々に証明カード的なものを発行して、基本取りに来てもらい、そういう形がいいかと思うんですけども、もしそういったことをして、その後、余った場合は、今度新しくできた空の駅などをお願いして、一般向けに低価で販売するという形でもどうかと思ったりもするんですが、または、給食センターで食材として活用するとか、いろいろ考えられると思います。

先ほど島さんからあったような、加工品に回すということもできますし、もしこういった取組ができれば、農家も助かりますし、低価でも買い取ってもらえれば大規模にやっている方からすればトン袋を1つや2つとかできるんじゃないかなと思っております。

役場としても、買い取る側としても大きな予算をかけずに、本当に困っている方々への物価高対策にもつながって、一石二鳥だと思うんですけども、そういった考えについて、課長、どのように考えますでしょうか。

○上岡 久人農政課長

お答えいたします。

議員のおっしゃったとおり、小玉品につきましても結構需要があります。そうか

病のじゃがいも等も、食材としては普通に使えますので、役場が買い取るというのはちょっとできるかどうかというのはありますが、そういう事業者が規格不用品を取り扱える事業者が増えてくれば農家の所得向上にもつながっていくと考えております。

○7番（昇 健児議員）

おっしゃるように、違う形でもいいと思いますけれども、この物価高の時代に、本当にもったいないと思いますので、この未利用品の活用、これは昔からもずっと言われてはおりますが、なかなか実現されないというのが現状ですけれども、今後、どうすればできるかということなども含めて、民間の活用も含めて、ぜひ進めていただくよう要請いたしたいと思います。

もう一点、今ばれいしょの話だけでしたけれども、ほかにも徳之島町では、例えば豆ですとか、またいろんな果物、野菜を作っている方がおりますけれども、同様に、やはり不用品の廃棄とかそういったものはあると思いますので、こういったものも含めて、理想としては活用をぜひしていただきたいなということも申し上げておきたいと思います。

もう一点が、商工水産課のほうに提案したいのが、一般の方々ですとかが磯釣りなどで釣れる雑魚の買取り、販売はできないのかということなんですけれども、まあ唐揚げや煮つけ、また唐揚げにしたものを、余ったら味噌汁に入れても最高おいしいです。私のほう昔はよく食べておりましたし、また集落でこの間も、そういったものを提供したら高齢者が大いに喜んで、誰が取ったのかどこからとかそういったことも聞かれますけれども、売っているところはないと思うんです。ですので、こういったものを低価格で販売できると思いますので、消費者も喜ぶと思うんですが、組合員からでないで買取れないとか、また何か法的に問題があるとか、衛生的に問題があるとか、そういうできない、今取り扱ってないと私は思ったんですけど、販売できない理由等はあるんでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

組合員でない方、例えば釣りとかで行かれた方が、「うおっちょ」に卸すということは、今現在ございません。スタート当初はそういったところも多少あったんですけども、そういった方が年に1回ぐらいだというふうに認識しています。

仕入れさえも雑魚で、我々のほうは仕入れさせていただいております。

それを仕入れて、当然、丸のままで販売するとかということは今現在いたしておりません。調理をして提供するような形はっておりますので、それをそのまま店頭で並べるということは、今現在はいたしておりません。

○7番（昇 健児議員）

「うおっちょ」のほうで取り扱っている、引き取るということを知らない方も多いとは思いますが、需要はあると思いますので、今後、民間でも多分、これからそういう買取りをしようかなという話もありますが、不可能でなければ、「うおっちょ」の集客、また売上げ向上にもつながり、また町民の食費の節約にもつながると思いますので、前向きにというか、試しにやってみるとか、そういったことをちょっと、いろんなことを考えていただくよう要請して、次に参りたいと思います。

3項目め、観光行政について。その1、観光資源のブラッシュアップとして前野展望台の土留め対策や日陰対策等、再整備はできないかということですが、この展望台、行かれたことのある方はご承知だと思いますけれども、北は寝姿山から南は兼久辺りまで見渡せる非常に景観のよい場所です。町外の方や観光客などにSNS等で発信もされております。

答弁にもありましたが、これまで集落において町の集落提案型まちづくり事業の予算を活用して、地ならしから伐採、そしてコンクリ舗装、手すりの設置等を行ってきました。除草や植栽の管理もクリーン作戦のときなどに集落で行っておりますけれども、現場を確認すれば分かりますが、展望台から下のほうへ山肌が露出しており、急勾配のため、大雨のときなどには、山肌が徐々に削られている状況です。

こういった状況は把握してますでしょうかという質問ですが、どちらですか。企画になるのかな。

○森田 博二企画財政課長

前野展望台につきまして、私も清掃作業等、一緒になって参加させていただいているところであります。その、展望台のすぐ目の前の下のほうが崩れているというの、危険であるというの認識はしております。

○7番（昇 健児議員）

現在は何とかもっておりますけれども、後々そういうことも想定できますので、災害が起きる前に何か対策を打てないかということなんですけれども、もし土留め対策としてするとすれば、張りコンか張り芝くらいではないかと思います。

通常であれば、重機等入っていけるようであれば、何かもっと強固なものということも考えられるんですけれども、そのぐらい、箇所的にはそのぐらいのことしかできないのかなと思っているんですが、場所的に手作業での施工になると思いますので、時間と費用が多少かかると思います。集落民でのボランティアでの施工というのはちょっと厳しいではないかと思います。

なので、町として、多少、町長、先ほど提案型でやってはどうかという話もある

んですけれども、30万が限度だったと思いますが、その予算ではちょっと厳しいのかなというところもありますので、町として何か事業、ほかの事業というのなかなか難しいかもしれませんが、町単としてでも、今後計画的に対策が打てないのかということなのですが、難しいんでしょうか。

○梅岡 拓司商工水産観光課長

お答えいたします。

我々観光課のほうで前野展望所を整備はしておりません。ただし、前野展望所、私もよく存じております。あちらにある看板も参考にしたいなと思いつつ、何度か見させていただいております。

ただ、我々観光課としましては、優先的に事業、整備を今計画しておりますので、まず事業導入でいけるかということ、またなかなか難しいところがあるというふうには考えております。

そういったしっかりほかの事業もちょうとアンテナをめぐって確認しながら、ゆとりがあるかどうかも含めてですけれども、まず、我々の観光課としては、今、各観光施設の整備に走っておりますので、そこを踏まえた上で、経過した後に今後検討できればと考えております。

○7番（昇 健児議員）

集落のほうでも、もちろん除草ですとか、木のまた、去年も行いましたけれども、眺めを阻害する樹木の伐採ですとか、そういったことも計画的に、町を中心にやっていくとは思いますが、先ほどもあるように、結構観光客、また町外の方からも評価を得ている場所ですので、観光スポットとして位置づけていただいて、ちょっと集落のほうでは難しいというところを、すぐにできなくても、今後ぜひ考えていただきたいなということを要請しておきます。

あともう一点、日陰対策についてですけれども、夏場の天気の良い日には一層眺めもいいんですが、もう暑くてゆっくり眺めていられません。台風のときに飛ばされない程度の、かつ簡易的な造りでいいと思うんですけれども、主な、例えば鋼管に鉄骨で柱を立てて、上の屋根のほうはちょっと強固にしないといけないと思うんですけれども、そういったものでも構わないと思うんですが、以前に質問でも言いましたけれども、この日よけ対策というんですか、暑さ対策といいますか、そういったものは各観光スポットにおいてなされていないところも幾つかありますので、いろいろと計画されているというのも分かりますけれども、ぜひ計画を立てて、整備をしていただきたいと思います。

ちょっと外れるんですけど、今年度、日よけ対策というかで、B&Gのほうに、B&Gのほうなかったですか。提出が何かあったような気がしますけれども。

いいです。こういったのも含めて、年次的に何か計画しているのかなと思ってでしたけれども、今年度であるんですか。違いますか。

私もちょっとよく調べておりませんので、結構です。

ということで、いろいろ申し上げましたけれども、お金のかかることもあります。が、私、一般の方からの要望もあって、この質問をしておりますので、可能であれば、できるものからやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（上岡 義茂議員）

以上で、昇健児議員の一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

明日は午前10時から開会いたします。

本日はこれで散会します。どうもお疲れさまでした。

散会 午後 4時34分